満洲帝國の國際法上の地位

THE STATUS OF THE EMPIRE OF MANCHOU FROM THE VIEW-POINT OF INTERNATIONAL LAW

助教授

ー 又 正 雄 ASSIST, PROF, M. ICHIMATA

目 次

庁	· 1	· · · · · ·	• • • • • • •		• • • • • • • •	• • • • • • •	1
第一	満洲國の)成立・・				• • • • • • •	3
第二	満洲國と	: 國家並	びに政府の	の承認・・・			7
	(man) W	ラ	受けたる	承認・・・・			7
		海洲國の	行いたる	承認・・・・・			20
第三	満洲國の	外交機	構及び外	交使節•6	頂事の派法	豊。接受	23
	(-)	同內外交	機構・・・・	· • • • • • • •			23
	(二) 列	交使節	及び領事の	D派遣。打	接受		• • • 25
	(1)) 外交	使節及び行	頂事の派遣	<u>‡</u>		25
	(0)) 外交	使節及び	頂事の接受	ž		• • 29
	(N)) 未承	認國の在海	滿洲國領 [算の地位・		37
第四	満洲國と	條約の	締結				41
第五	日滿特殊	:關係の	法的基礎·				47
	(一) 请	度同盟	關係と共同	司防衞…			47
	(二) 在	滿日本	國臣民のは	心位			$\cdot \cdot 52$
	(man) Z	の他の	協力關係・				56
	(1)	經濟(的協力一	一經濟共同]委員會、		
		合辦	會社の設立	Z			56
	(0)	南滿	洲鐵道附属	高地の行政	ζ		58
	(1)	司法	事務 北 肋・				59

次

目

	(=)	工業	き所え	有權	の材	泪互	保証	蒦••	• • •			• • •	· - •	٠.	61
第六	滿洲區	図の治	步外關	係の	の整	備·	٠		· ·			• •				62
	(-)	外國	人一	· • • •										٠.		63
	(二)	威	境	· • •		• • •			٠		• •			٠.		67
結		語・	· • • •						· • •					٠.		71
道	<u>į</u>	補	Ì · · · ·	· · · ·												75

満洲帝國の國際法上の地位

一 叉 正 雄

序言

昭和六年九月十八日の柳條溝に於ける鐵路爆破に端を發した 滿洲事變は、我が國にとつては全く色々な意味に於て歷史的事件であつた。自主的外交の囘復、國民的自覺への轉換、大陸發展、經濟機構の建設等々、舉げれば切りがないし、またその一つ一つを取り舉げて觀ても、今ほど國民の赴く目的が明確でなかつただけに、祖國を念ずる國民が互に理論闘爭を行つた結果生じた犧牲は、今尚我々の記憶に殘るところである。しかも大いなる日本人の祖國愛はこれらの犧牲者に對する深き感謝と哀悼を致しつ、彼等の屍を乘り越えて、祖國の赴く大目的に歸一し、その間に生れた満洲國の育成に全力を傾倒しているのである。更に、滿洲事變に始まつた祖國と諸外國との闘爭は、支那事變を生來し、大東亞戰爭を勃發せしめ今日に至つてその最終段階に達しているのである。早いものである。一面建設、一面 闘争の過程は既に十年を經過した。生れた満洲國も十年目を迎えるのである。満洲國を自らの手で育てる人々は別として直接 關係しない人々は、この十年間にどれほど満洲國が生長したか を知らないでいることもある。國際法の方面から、この十年間 の生長振りを同顧して見ることも無意義ではない。本稿はいわ ば一つの生育日誌でもあり、おぼえ書でもある。

日滿兩國年號及西曆對照表

昭	和	せ		年	大	间	元	华	一九三二年
昭	和	八		年	大	河		年	一九三三年
昭	和	九		年			三日改元	年 仓康德元年	一九三四年
昭	和	+		年	康	德		年	一九三五年
昭	和	- -		华	康	德	≡	年	一九三六年
昭	和	十	=	年	康	德	ħή	年	一九三七年
昭	和	+	\equiv	年	康	德	£.	年	一九三八年
昭	和	+	四	年	康	德	六	年	一九三九年
昭	和	4	五.	年	康	德	七	华	一九四〇年
昭	和	+	六	华	康	德	八	年	一九四一年
昭	和	-1-	·Ŀ	年	璖	德	九	年	一九四二年

第一 滿洲國の成立

昭和六年のいわゆる滿洲事變を直接の契機として誕生した滿 洲國の成立經過を詳述することは、本稿の目的でないから、こ こでは專ら國際的關係ある事項だけを考察したいと思う(1)。

昭和六年九月十八日の事變勃發後、翌年三月一日の満洲國の 建國官言に到達するまでには、まず九月二十二日に組織された 泰天省の治安維持委員會をはじめ、

各省の地方自治政治機關の 設立、昭和七年二月十七日の最高行政委員會の組織、同二月十 八日の東北行政委員會の設置等が行われた。張景惠を委員長と する東北行政委員會は二月十八日に獨立宣言を發布したが、そ の宣言中、同會の使命の一つとして、「排外政策ヲ持セス、茲ニ 國際戰爭ヲャメ、更ニ門戶解放機會均等主義ヲ以テ世界民族ト 共存共榮セン | と述べている(2)。この東北行政委員會は二月十 九日の會合で共和國の建設、權力分立主義の採用、前宣統帝に 料する執政就任の要請等を決議し、數日後、更に、首都、年號、 國旗等を決定した。かくて三月一日滿洲國政府の名を以て建國 宣言を發布し、國旗(3) が制定せられた。建國宣言中對外政策 に言及したところでは「其ノ對外政策ハ信義ヲ尊重シテ力メテ 親睦ヲ求メ、凡ソ國際間ノ舊有ノ通例ハ謹ミテ瀉守セサルコト ナク、其ノ中華民國以前各國ト定ムル所ノ條約、債務ニシテ滿

洲新國家領土內ニ屬スルモノハ皆國際慣例ニ照シ繼續ヲ承認シ (4)、商業ヲ創典シ利源ヲ開拓スル為我國家ニ投資ヲ希望スル者 アラハ何國ニ論ナク一律ニ之ヲ歡迎シ、以テ門戶開放機會均等 ノ實ヲ擧ケントス」という一齣が存する。次いで、三月九日に は前皇帝溥儀氏の執政就任式が行われ、三月十二日に至り、三 月十日附滿洲國外交總長謝介石の諸外國外務大臣宛書翰を以 て、滿洲國建設に關する通告が發せられた(5)。その全文の譯文 は次の通りである。

以書翰致啓上候。陳者、奉天、吉林、黑龍江、熱河各省、東省特別區、蒙古各旗盟等ハ一致奮起シテ獨立政府ヲ組織シー九三二年三月一日ヲ以テ中華民國ョリ完全ニ分離シ「滿洲國」ヲ建設致候。本總長ハ茲ニ右ノ次第ヲ貴外務大臣ニ通告スルノ光榮ヲ有シ候。査スルニ舊軍閥ハ東北諸省ニ盤踞シテ人民ノ休成ヲ顧ミルコトナク、唯私利ノミ是圖リ內ハ荷歛誅求シテ人民ヲ塗炭ニ苦シメ外ハ信義ヲ衊棄シテ各國ヲ見ルコト仇敵ノ如ク、加フルニ中原ニハ統一政府ナク群雄角遂セルカ為、連年戰禍絕エス同胞ヲ殺戮シ民ハ其ノ生ニ安スルヲ得ス、故ニ我滿洲國人ハ此ノ舊軍閥覆減ヲ機トシ一致協力シテ新國家ヲ建設致シタル次第ニ有之候。卽チ我滿洲國政府ハ對內的ニハ法律制度ヲ完備シ以テ人民ノ安寧福利ノ增進ヲ期シ對外的ニハ左記諸原則ヲ遼守シ以テ邦交ノ親睦ヲ圖リ世界ノ平和ヲ維持セント希望スルモノニ御座候。

- 一、信義ヲ尊重シ事ノ大小ヲ問ハス睦誼親善ノ精神ニ基キテ事ニ 處シ以テ國際平和ノ維持增進ヲ圖ルヘシ。
- 二、國際信義ヲ尊重シ國際法規及慣例ヲ遵奉スルヘシ。
- 三、中華民國ノ諸外國ニ對シテ有スル條約上ノ義務ニシテ國際法

及國際慣例=照シ新國家ノ繼承スヘキモノハ當然之ヲ繼承シ且 誠意ヲ以テ之ヲ履行スヘシ。

- 四、外國人ノ滿洲國領域内ニ於テ有スル既得ノ權利ヲ侵害スルコ トナキハ勿論、其ノ生命財産ヲ完全ニ保護スヘシ。
- 五、外國人ノ滿洲國ニ來往セントスル者ハ均シク之ヲ歡迎シ各民 族ニハ平等公正ナル待遇ヲ與フヘシ。
- 六、列國トノ通商貿易ハ務メテ平易融合ナラシメ以テ世界經濟ノ 發展ニ貢獻スヘシ。
- 七、諸外國人ノ滿洲國ニ於ケル經濟活動ニ對シ門戶開放主義ヲ遵 守スヘシ。

貴國政府カ以上ノ趣旨ヲ十分ニ諒解セラルルト共ニ滿洲國トノ間ニ 正式外交關係ヲ設定セラレンコトヲ切ニ希望致候。敬具。

帝制實施

滿洲國はその後益 3 國家的基礎を强固にし、昭和九年三月一日執政溥儀氏は皇帝の位に卽き、こくに君主制が樹立せられ(6)滿洲帝國が成立したのである。このことは我國に對しては同日附書翰を以て、滿洲國鄭國務總理大臣から菱刈駐滿帝國大使宛通告せられ、帝國大使より帝國政府の訓令に基き、右通報の趣を了承する旨を囘答し、交換公文による形式が採られた。日本以外の七十一ケ國に對しては、謝外交部大臣より帝制實施通告の電報を發して、中外にこれを宣明した。この通告に對する反響は承認のところで述べる通りであつた。

(1) 満洲図の成立に闘する歴史的記述としては、種々な文獻が存するが、 重要なる國際的文書として注目すべきものにリツトン報告書が存する。 これは満洲事變そのものに對する「認識不足」は勿論ではあるが、それ までの満洲の歴史については見落せない文獻である。滿洲事變の際作成された文獻には灰の如きものがある。國際聯盟協會發行「リツトン報告書、日支紛爭に闊する國際聯盟調査委員會の報告」(外務省譯及び英文)日本評論社發行「國際聯盟日支紛爭調査委員會報告書」(國際聯盟事務局譯)、國際聯盟協會發行「リツトン報告書附屬書、滿洲の諸問題及ボイコットに闊する專門家の研究九編」、同「リツトン報告書に對する帝國政府意見書」

- (2) 外務省情報部「滿洲建國諸法令」(昭和七年六月) 二頁。
- (3) 「満洲國國旗ハ五色旗トナシ地ハ黄色ヲ用フ、旗ノ左上角=紅藍白黒ノ四色ヲ用ヒ全旗四分ノーヲ占ム、茲ニ佈ス」(附、兩邊ノ比ハ六對四トナス)(大同元年三月一日發布ノ満洲國國旗=闘スル佈告)、國旗の解釋については大同二年二月二十四日附國務院佈告第三號。
- (4) との問題については 立博士「時局國際法論」(昭和九年) 中第十三章 「満洲國の分離と支那の條約及契約の繼承」特にその第七節「旅順、大 連の租借權及南満洲鐵道の鐵道附屬地に關する權利」を参照。
- (5) この通牒は日本をはじめ、英國、米國、フランス、ドイツ、イタリア ソヴイエト聯邦、オーストリア、ベルギー、デンマルク、エストニア、 ラトビア、リツアニア、オランダ、ペルシア、ポルトガル、チェツコス ロヴアキア の十七國に送附せられた。
- (6) 滿洲帝國の英文正稱は Manchoutiko 又は The Empire of Manchou 略稱は Manchoukuo 又は The Manchu Empire (康德元年四月六日外交部佈告第五號)。

第二 滿洲國と國家並びに政府の承認

滿洲國を繞る國家並びに政府の承認の問題はこれを、滿洲國が受けたる承認と、滿洲國が與えたる承認とに分けて考察しなければならない。

(一) 満洲國の受けたる承認(1)

まず満洲國が受けたる承認であるが、先にも述べた如く、満 洲國が諸外國に對して滿洲國の成立乃至存在を通告した行為と しては、昭和七年三月十日の建國に關する通告と、昭和九年三 月一日の帝制實施に關する通告とがある。これらの通告に對し て列國は如何なる態度を執つたであろうか。この問題に入る前 に、一應滿洲國に對する不承認主義なるものを一言しなければ ならない。即ち、フーヴァー主義或はスチムソン主義とも稱せ られる所謂不承認主義なるものは實に満洲國の建設を契護とし て作られたのであつて、その意味で、滿洲國には大いに關係深 き譯である。不承認主義(2)、そのものをことに詳述するのは本 稿の目的外であるが、要するに不承認主義は、昭和七年一月七 日附米國政府の對日通牒中の「不戰條約に反する方法によつて 齏らされたる一切の事態、條約、協定を承認せず」との文言に その萠芽を發し、同年三月十一日の國際聯盟總會の「不戰條約 又は聯盟規約に反する方法によつて齎らされたる一切の事態、 條約、協定を承認せざる」ことを宣言した決議中に採擇するこ とによつて一般化せられたのである。その後も聯盟を中心とし て、諸國は執拗に不承認主義を固執し、種々具體的な措置を講 じたのであるが、これについてはソヴィエトの満洲國承認のと ころで述べることにする。兎に角、満洲國は不承認主義の最大 の犠牲者であつたことは事實なのである。しかるに、満洲國の 現實は、よくこの不承認主義に對して、日本をはじめ多くの諸 國の承認を獲得出來たのであるが、現在満洲國を明示的乃至默 示的に承認している國を列舉して見ると次の通りである。

明示的承認をなしたる國

1)	日 本		昭和七年九月十五日	日滿議定書の締			
				結により			
2)	サルヴァ	アドル	昭和九年三月三日	通告			
3)	イタリフ	7	昭和十二年十一月二十九日	通告			
4)	スペイン	/	昭和十二年十二月二日	公文交換による			
5)	ドイツ	,	昭和十三年五月十二日	滿獨修好條約の			
				締結により			
6)	ハンガリ	J	昭和十四年一月九日	通告			
7)	中華民國		昭和十五年十一月三十日	日滿華共同宣言			
				の署名により			
8)	ルーマコ	-ア	昭和十五年十二月一日	通告			
9)	ブルガリ	リア	昭和十六年五月十日	通告			

- 10) フインランド 昭和十六年七月十九日 通告11) タ イ 昭和十六年八月五日 通告
- 12) デンマルク 昭和十六年八月十三日 通告

默示的承認をなしたる國

- 1) ソヴイエト聯邦 國境河川水路協定、北鐵譲渡條約の締結、等 により
- 2) ポーランド 昭和十三年十月十九日領事交換に関する公文 交換により(但しポーランドは滅亡)
- 3) ノールウェイ 昭和九年三月一日の帝政實施通告に對し回電 (三月二日付)
- 4) リベリア 同上 (三月三日附)
- 5) リスアニア 同上 (三月三日附) 並びに昭和十四年七 月ハルピン駐在領事館の設置要求により
- 6) ヴアチカン市國 同上 (三月三日附) 並びに昭和九年四月 十八日及二十一日の交換公文により
- 7) ドミニカ共和國 同上 (三月七日附)
- 8) ネパール王國 同上 (三月七月附)
- 9) ボリヴイア 同上 (五月五日附)

以下これらの諸國の承認中、注目を要すべきもののみについて説明する。

- (1) 立博士「滿洲國承認問題を繞つて」(「外交時報」七三○號、昭和九年五月 一日)、同「時局國際法論」(昭和九年) 第十二章滿洲國の承認、參照。
- (2) 不承認主義については拙稿「不承認主義の現勢」(「國際法外交雑誌」三七卷五、六號、昭和十三年五、七月)及びその中に擧げた文獻を参照。

明示的承認をなしたる國

(1) 大日本帝國

我國が昭和七年九月十五日の日滿議定書によつて正式に滿洲 國を承認したことは衆知の事實である。しかし承認問題を檢討 するためには少しく前の事實に遡らなければならない。それは 即ち、我國が武藤信義を特命全權大使として滿洲へ派遣したこ とであって、この事實が果して我國の満洲國承認を意味するか 否かが問題となったのである。これを國際法の見地から觀れば 外交使節の派遣が國家の默示的承認を意味することは確立した 原則である。それ故當時中華民國からも七月三十日附在本邦中 華民國大使の帝國外務大臣宛の書翰と以て抗議し來つかのであ つた。しかし我國が満洲へ派遣した特命全權大使は、大正六年 勅令第六十四號(1)に共くもので、何等信任狀を持參せず、我國 一方に於て任命するものなのである。もともとこの官制はオム スクにロシアの政権が樹立された時、同地に臨時全權大使を派 造する必要があつて制定されたもので、國際法上の全權大使と は異なるとせられている。即ち、相手國に對するアグレマンの 請求、これに宛てたる信任狀等の如き國際法上の全權大使任命 の國際慣例によらないところの國內法上の資格を有するに止す る一官吏なのである。されば昭和七年八月八日の武藤信義に對 する辭令にも「特命全權大使ニ任ス、満洲へ出張仰付ラル」と あり、その職務の臨時的なることを表示してあつたのである。

かくて我國は特命全權大使の派遣は滿洲國の正式承認とは看做 さず、國際法上の正式承認は追つて適當と認める時機にこれを 行うという建前をとつたのである。

この特命全権大使の派遣によって、帝國政府は種々滿洲國政府と接衝の上、遂に日滿議定書案の妥結を見るに至り、九月十五日その締結を以て我國は正式に滿洲國を承認したのである②。同議定書前文には「日本國ハ滿洲國ガ共ノ住民ノ意思=基キテ自由=成立シ獨立ノ一國家ヲ成ス=至リタル事實ヲ確認シタルニ因リ」且「滿洲國ハ中華民國ノ有スル國際約定ハ滿洲國ニ適用シ得ベキ限リ之ヲ尊重スベキコトヲ宣言セルニ因リ」日滿兩國間の善隣の關係を永遠に鞏固にし互に其の領土權を尊重し東洋の平和を確保せんが爲に同議定書を協定したる旨を述べている。

- (1) 「特=重要ナル任務ヲ處辨スル為外交官ヲ外國ニ派遣スルノ必要アルト キハ共ノ任務ノ終了ニ至ル迄ノ間臨時特命全權大使又ハ特命全權公使ヲ 置クコトヲ得。」
- (2) 昭和七年九月十五日の満洲國承認に關する帝國政府聲明、昭和七年八月 二十五日第六十三回帝國議會に於ける內田外務大臣演說參照(外務省情 報部、満洲事變及上海事件關係公表集、昭和九年一月)。

(2) サルヴァドル

サルヴァドルの承認は日本に次いで、他の諸國に率先して行ったことによって當時世界の注目を牽いた事件であった。即ち東京駐在サルヴァドル國總領事レオン・シグエンサは昭和九年五月十九日附在本邦滿洲國公使丁士源宛書翰をもつて、同國が

同年三月三日附にて満洲國を承認した旨を通告した。なを右通 告にはサルヴァドル國政府の執りたる措置が極東平和の爲米大 陸の一國が執りたる最初のものなること並びに満洲國とサルヴ ァドル國との間に右承認により開始せられたる關係を今後無限 に鞏固にすべき商業關係を設定したき旨を述べ、更に、サルヴァ ドル國移民法に從えば支那及び蒙古出生のものは同共和國領土 内に入ることを禁ずるも、満洲帝國承認と共に、新帝國の臣民 は共和國に自由に入國することを得る旨を表明してあつた。こ れに對しては滿洲國外交部大臣は五月二十四日サルヴァドル國 外務大臣宛挨拶を電報すると共に、在本邦満洲國公使をして同 日附書翰をもつて在本邦サルヴァドル國總領事に對し、前記來 翰に對する囘答を發せしめた。このサルヴァドルの承認に驚い た國際聯盟は直ちに同國に對し同國の滿洲國承認に關する照會 を発し、關係文書の提示方を求めたが、同國より送附を受けた るものとして聯盟が公表したものは(一)康徳皇帝即位に關す る昭和九年三月一日附満洲國外交部大臣謝介石よりサルヴァド ル共和國外務大臣宛書翰、(二)右に對する祝意表明の三月三日 附サルヴァドル外務大臣の返翰、(三)四月二十六日附サルヴァ ドル外務大臣の満洲國承認(三月三日附をもつて承認の旨)に 關する書翰、及び(四)五月二十四日附サルヴァドル外務大臣 聲明であつた。

(3) イタリア

イタリアはまず昭和十一年十一月二十日附駐日滿洲國大使館 宛駐日イタリア大使の書翰をもつて、同國總領事館を奉天に開設したき旨を述べ、その承認方を求めて來た。これに對し滿洲 國側は駐日大使をして同十二月一日附をもつて駐日イタリア大使に承認の旨を正式に同答せしめた(1)。かくて昭和十二年三月 六日奉天駐在イタリア總領事は任地に着任し、外交部大臣を訪問着任の挨拶を行つた。これを以て見れば、イタリアは前記昭和十一年十一月二十日附の書翰をもつて默示的承認を行つたと考え得るのであるが、イタリアは更に翌昭和十二年十一月二十九日チアノ外務大臣の我國外務大臣宛電信をもつて、同國が滿洲國を正式に承認すべき旨を通告し來たつた。この承認の通告は滿洲國政府自體に對しては十一月三十日附在奉天イタリア總領事の口上書をもつて公式に傳達せられた。中華民國は十二月二日同國駐在イタリア大使館に對し、滿洲國承認に對する抗議を提出した。

(1) 同日滿洲國外交部發表

(4) スペイン

スペインは満洲國がはじめて政府の承認を行つた相手國である。スペインは後述の如く、満洲國の國家及び政府の承認を行ったのであるが、この場合は満洲國が寧ろイニシアティヴをとったのであるから、満洲國が行った承認のところで經過を過べることにする。

(5) ドイツ

下に述べるように、ドイッの正式承認は昭和十三年であるが、 これより先、昭和八年三月二十八日ハルピン駐在ドイツ總領事 は、ハルピン駐在の外交部北満特派員宛に國旗改定の通告をな して來たし、また、翌昭和九年八月には同じ方法で、獨墺合併 に基さハルピン駐在ドイツ國領事館管轄區域内に於けるオース トリア國居留民がすべてドイツ領事館にて協助保護することと なれる旨を正式外交文書を以て申し越した。これらは未だ嚴格 なる意味にては默示的承認とも認め難いが、昭和十三年二月二 十日に至つて、ヒットラー總統は同國國會に於て、同國が満洲 國を承認すべき旨を宣言した。この宣言は列强に多大の反響を 生じたが、中華民國政府は同月二十四日直ちに、同國駐剳ドイ ツ國大使に抗議通牒を手交すると共に、ドイツ駐剳同國大使を してドイツ政府に抗議せしめた。このヒットラー總統の國會演 設中の宣言が果して、満洲國の承認なる國際法上の效果を生ず るか否か、或は將來の正式承認の豫告であると看做すべきかと いう問題が生じた。満洲國側は、この宣言をもつて正式承認と 看做し、爾後ドイツ國政府より滿洲國政府に對して通達せらる べき承認の通告は單なる事務的手續に過ぎないという見解を採 ろうとしたが、ドイツ側は結局法律的手續としては兩國間に修 好條約を締結して承認の手續を完了することに決定し、ドイツ 國外務次官は同國滯在中の加藤満洲國通商代表に對し、修好條 約案文を手交した。かくて兩國間に條約案文について接衝の 後、同年五月十二日四ケ條より成る修好條約が、ドイッ外務省 に於て加藤滿洲國代表とドイッ外務次官ワイツゼッケルとによ つて調印せられ、こくにドイツの國際法上の正式承認が行われ たのである。

(6) ハンガリー

ハンガリーは昭和十四年一月九日に正式承認の旨を通告し來 つたが、在ジュネーヴの支那公使は右承認が一九三三年の聯盟 總會決議に違反すると申出た(昭和十四年一月二十三日附)。こ こに於て、ハンガリーは同年二月一日附を以て國際聯盟極東問 題諮問委員會の參加の繼續は正式承認と兩立しないから、これ より脱退する旨を聯盟に對して通告した。

中華民國は昭和十五年十一月三十日附日滿華共同宣言の署名 によって滿洲國を承認し、ルーマニアは昭和十五年十月十九日 同國駐剳帝國公使に對し、滿洲國承認の內意を通告し來たつた が、正式には同年十二月三日附在本邦滿洲國大使宛在本邦ルー マニヤ國公使の書翰をもつて承認の通告が行われた。

次いでブルガリアは昭和十六年五月十四日、フィンランドは 同年七月十九日、クイ國は同年八月五日、デンマルクは同年八 月十三日(八月十五日附同國外務大臣の駐獨滿洲國公使宛書翰 により)にそれぞれ承認の通告をなして來た。

默示的承認をなしたる國

(1) ソヴィエト聯邦

ソヴィエト聯邦は満洲國の直接隣接國なる故、他の諸國の如 く、不承認主義の如き抽象論を振りかざすことは實際に於て不 可能であつて、同國は瀟洲國建國の現實に對して、實際的な臨 機應變な態度をもつて臨んだのである。それ故在滿ソヴィエト 聯邦領事は満洲國建國後は公式に満洲國代表と文書の往復を爲 し、ソヴィエト聯邦政府は昭和七年はやくも満洲國領事の極東 地方駐在を認めたのである。また國境河川の水路に關する協定 が昭和九年に兩國の地方官憲の間に締結された(同協定は昭和 十二年五月ソヴィエト聯邦により廢棄されたという)。更にソヴ ィエト聯邦は昭和九年三月一日の帝制實施通告に對して、外務 人民委員はハルピン駐在同國總領事を通じて、正に接受せる旨 を満洲國に傳達すべきことを訓令し、昭和十年三月二十三日に は北溝鐵道讓渡條約が至式に締結されたのである。かくて滿洲 國との間には條約の締結の方法による默示的承認が與えられた わけであるが、前記の事實を仔細に檢討するときは、北鐵讓渡 條約の締結を俟つせでもなく、以前より默示的承認の事實は存 していたのである。たてソヴィエト聯邦は、満洲國を事實上承 認しながらも、外交上の必要からその事實を明瞭ならしめるこ となく、ゆつくり情勢の變化を待つたのである。從つて、北滿鐵 道譲渡の交洗がはじする頃はソヴィエト

職邦は國際聯盟に加入

していたのであるが(加入は一九三四年九月十八日)、ソヴィエト聯邦政府は右鐵道の賣却が、外國側によつて滿洲國の承認と解釋されても、聯盟規約その他に拘束されないという建前をとつたのである(1)。それ故ソヴィエト聯邦の滿洲國承認は北鐵譲渡によつて表面化し、完全な默示的承認となつたものの實際上の承認行為は、既に外しき以前から存在していたことに間違はないのであつて、たべそのいずれの行為、或は何月何日を以て承認の日と看做すかということは確定することが困難である。筆者はソヴィエト聯邦が滿洲國領事の極東地方駐在を事實上認め(カラハン、廣田會談中)滿洲國がこれを派遣した時(昭和七年九月)を以てソヴィエト聯邦の滿洲國承認の時期と考えたいと思うのである。

- (1) ソヴィエト聯邦が國際聯盟の諸決定に對して如何なる態度をとつていた かというに、
 - (イ)一九三三年二月二十四日の國際聯盟臨時總會に於て聯盟規約第十五 條第四項に基く報告書の採擇には、當時ソヴイエト聯邦は總會に代 表者を出席させていなかつたから何等關與せず。
 - (ロ)同年二月二十四日聯盟總會は諮問委員會を任命し、これに米國及ソヴィエト聯邦を招請することを決議した。この總會決議に基いて設置された日支紛爭諮問委員會は同二十五日會合しで委員會の事業に参加するよう米國及ソヴィエト聯邦を招請することに決定した。これに對し、ソヴィエト聯邦政府は同年三月七日附聯盟事務總長宛書翰を以て、同國が非聯盟國なること、及同委員會を構成すべき諸國の過半數がソヴィエト聯邦と外交關係なくこれを敵視し居ること等を理由として、その参加を拒否した。

- (ハ)同年三月十五日の日支紛争諮問委員會は満洲國が萬國郵便聯合に加入を申込んだ事實等に鑑み、満洲國不承認政策の實行に必要なる實際的措置を研究すべき小委員會設置力を決定した。六月二日開催の同小委員會は満洲國不承認に闘する各國政府宛の回章案を決定、該回章案はその後諮問委員會により採擇された後、六月十四日附を以て聯盟事務總長より關係各國に送附せられた。これはソヴイエト政府にも送附せられたが、同政府はこれに對して何等回答をしなかつた。
- (=)一九三四年五月十六日開催の諮問委員會は滿洲國の郵便物繼越将決 済問題を研究した結果、總會の不承認決議及諮問委員會の勤告は聯 盟國郵政廳が現在に於て郵便物の滿洲國通過を許容するため國際條 約等に基かずに臨時的措置を取ることを何等妨げるものと認めない こと、及有措置の結果聯盟國と滿洲國の郵政顧問に關係對立せられ るも右は技術的運行のみを目的とする兩政應問の關係に止まるべき 旨を決定し、一つの回章を作成して、これを關係國政府に 途 附 し た。この回章に對して、ソヴィエト為邦政府は七月四日附を以で回 答を發し、同國の郵政廳は數ケ國郵政廳よりの要請に基きこれら國 家を通過する支那行の郵便物を滿洲國を經由して發送することに便 宜上同意した旨を回答した。
- (本)ソヴィエト聯邦の聯盟加入の際(一九三四年九月十八日) リトヴィ ノフ代表の為した演説中に於て次の如き一節がある。

All this, however, has not been important enough to prevent the Soviet Union from entering the League, especially since any new member of an organisation can be morally responsible only for decisions made with its participation and agreement.

(2) ポーランド

次にポーランドは昭和十三年十月十九日に兩國領事館の地位

の正常化に闘する公文を交換している。その内容は別項外交使 節・領事の接受」のところで説明するが、非常に詳細なる規定 を含み、優に領事職務條約に匹敵するものであつて、種々なる 考慮から、正式條約の締結を避けて交換公文の形式が選ばれた ものと見られる。次いで兩國は正式に總領事を交換したのであ るから、明らかに默示的承認が行われることになる。その後ポ ーランド自體はドイツ、ソヴィエト兩國によつて分割せられ、 事實上消滅し、滿洲國はワルソー駐在の同國總領事を引揚げさ せた。

(3) その他の諸國

以上のソヴィエト聯邦及びボーランドの二國以外の諸國について默示的承認が行われたと見られるのは満洲國の帝制實施の通告が行われたとき、これに對して同答が齎らされた事實から推定し得るのである。即ちこの通告は昭和九年三月一日附を以て日本を除く七十一ケ國の政府外交責任者に對して行われたが、これに對してノールウエイ以下十ケ國が同答を寄せて來た。このうち既に満洲國と國交ある國を除き、新たに無條件無留保の同答を寄せた國は、ノールウエイ、リベリア、リスアニア、ヴァチカン市國、ドミニカ共和國、ネバール王國、ボリヴィアの六ケ國である。これらは各自國と満洲國との親善なる關係を希望しているのであるから、これらを以て理論上默示的承認と
无格しても差支えないと考えられる。但し、實際上これのみに

ては極めて根據微弱なるは言を俟たない。トルコもやはり同答はして來たが、滿洲國帝制宣布の「通告及我國トノ友好關係ニ關スル御希望表示ニ對シ深甚ノ謝意ヲ表ス、唯我上耳古ノ對滿態度ハ其ノ加盟セル壽府國際聯盟總會及諮問委員會ノ決定ニ俟ッコトヲ表明ス」といつている。

てれら回答を寄せて來た諸國のうち、リスアニアは昭和十四年七月にハルピン駐在領事館の設置を滿洲國に要求し、滿洲國がこれを承認したことによつて、默示的承認は確定的となつた。またヴァチカン市國は昭和九年四月十八日附を以て天主教吉林新京教區主教ガスペを通じ滿洲國外交部大臣に對し、教會關係事項に關し接洽方を要求し來たり、これに對し滿洲國外交部大臣は四月二十一日附を以て、「當國法律及政綱ノ範圍內ニ於テ便宜ヲ與フ」べき旨を回答、更に同年九月十一日附を以て法皇廳樞機官布教聖省長官に對し、前記承認方を通告し、これに對し、法皇廳樞機官は八月二日附を以て返翰があつた。ローマ法皇廳が國際法上法人格を有する以上、これによつて兩國間に正式の關係が樹立せられたと見るべきである。

(二) 満洲國の行いたる承認

満洲國はこの十年間に一方的に、受動的に、承認を受けたる

に止まらず、既に建國後、新たに生じたる國家並びに新たに樹 立せられたる政府に對して承認を行つているのである。

國家の承認

まず國家の承認としては、スロヴァキアとクロアチアの兩國に對する承認がある。即ち、前者に對しては、昭和十四年三月十四日に獨立宣言を行つたスロヴァキア國の政府は滿洲國に對し、正式にその獨立を通告し來たつたので、滿洲國は同年六月一日附の公文を以て正式承認の通告を發した。また後者に對しては、昭和十六年八月二日同國を承認することに決定、その旨同日クロアチア國外務大臣宛電報を以て通告を發した。

政府の承認

満洲國が行つた政府の承認にはスペインと中華民國との二つがある。

スペインについては昭和十二年十二月二日駐日満洲國大使院 振鐸は満洲國政府の訓令により日本駐在のスペインのフランコ 將軍の政府代表者カスチリョに對し、「満洲帝國政府ハ共産『イ ンターナショナル』ノ破壊的活動ノ防遏ニ努力シ依テ以テ世界 ノ秩序及平和維持ニ貢獻セントスル意圖ニ於テ『フランコ』將 軍閣下ノ政府ト一致スルニ依リ』その政府をスペイン國正統政 府として承認することを宣言する旨を通告した。これに對し、 フランコ政權代表者は直ちに本國に傳達したる旨を囘答し、更 に同日附を以て、前記と同樣の理由により、満洲帝國を獨立國 家として、また満洲帝國政府を同帝國政府として承認することを宣言する旨を同答し來たり、こ、に兩國間に相互的友好關係が確定的に設定されたのである。次に中華民國については、前述の如〈昭和十五年十一月三十日の日滿華共同宣言の署名によって、汪主席の國民政府を承認したのである。

第三 滿洲國の外交機構及び外交使節・ 領事の派遣・接受

(一) 外 交 機 構

(1) 帝制實施以前

滿洲國は建國に當り昭和七年三月九日附教令第一號の政府組織法で執政は「宣戰媾和及條約締結ノ權ヲ有」し(第十一條)、國務院は執政の命を承けて外務を掌理するため外交部(1) を置き、その長に外交部總長を置くことにした(第二十七、八、九條)。また參議府は「列國交渉ノ條約、約束並執政ノ名ニ於テ行フ對外宣言」について執政の諮詢を待つて其の意見を提出する執政の諮問機關を形成した(第十五條)。而して外國條約及重要涉外案件は必ず國務院會議を經ることを必要とした。

(2) 帝制實施後

昭和九年三月一日に溥儀執政が満洲國皇帝の位に即き、元號を康徳に改めたが、同日、從來の政府組織法を廢して新たに公布された組織法によれば、「皇帝ハ戰ヲ宣シ和ヲ媾シ及條約ヲ締結ス」るの權を有し(第十條)、國務院には從前通り外交部を存しその長に外交部大臣を置いていた(第四章第二十七條以下)。また參議府の制度もそのま、存置され、列國交渉ノ條約約束及

皇帝ノ名=於テ行フ對外宣言」に關し「皇帝ノ諮詢ヲ承ケラ其ノ意見ヲ上奏ス」る任務をもつことになつた(第十五條の五)。その後昭和十二年に至り、勅令第百十九號(六月五日附)を以て、國務院官制が公布され、非常な改革が斷行された。それによれば、從來外交は外交部大臣がこれを主宰してをつたのが、爾後「國務總理大臣ハ外交ヲ直宰シ外交使節及領事官ヲ指揮監督」することになり(通商に闘する事項は經濟部管掌)そのため外務局(その長は外務局長)② が置かれることになつたのである。昭和十二年五月八日の國務總理大臣が述べた右政治行政機構改革の趣旨に曰く「外務ハ事ノ重要ナルト廣ク各部所管ノ事項ニ闘スルガ故ニ國務總理大臣ノ直宰トシ、全體的協力ニ依リ對外政策遂行ノ萬全圓滑ヲ圖ラントスルニアリ」。なを國務院會議の制度はこれまた從前通りである(第六條の二)。

(3) 下級官廳

舊政權時代は各省政府に交渉署が設けられてをつたが、滿洲國建國後、滿洲國政府は、最初は各省に外交辦事處なるものを設け、後各省に外交特派員を設置することにした。たぶその頃吉林省のみは地方的對外關係があるので吉林交渉署を存置し外交主任を署長としてをつた。またハルピンに、北滿鐵路との涉外事務處理のため、舊政權の吉林、黑龍江兩省政府が駐哈交渉局を設けてをつたが、これも建國後北滿特別區公署に移管された(昭和八年十二月十八日)。

- (1) 外交部官制は昭和七年七月五日附教令第五十號を以て公布、外交部分科 規程は同年七月二十日公表された。
- (2) 外務局官制は昭和十二年六月五日附勅令第百二十二號を以て公布、外務局分科規程は同年七月一日に公表された。

蒙疆とはいかなる關係にあるというに、政治的關係は本稿の 對象外であるから、これは別として、昭和十三年蒙疆の地位が 特殊化するに及んで(1)、兩者の間には相互に代表部を設けて、 その關係を處理せしめることになつた。即ち滿洲國側は昭和十 三年勅令第百二十七號で駐在蒙疆代表部官制を定め、一方蒙彊 側は同年十月新京に蒙疆聯合委員會駐滿機關事務所を設置し た。その後、滿洲國は昭和十六年十月代表部辦事處を厚和蒙特 等に設置するなど、兩者の關係は滿洲國と中華民國との相互承 認前に於ける北支と滿洲國との關係を思わせるものがある。

(1) 満洲國と蒙疆との關係については「蒙政=關シ國務總理大臣ノ承認ヲ要 スペキ事項=闘スル件」(康徳五年十月三日附國務院訓令第一六三號)を参 照。

(二) 外交使節及び領事の派遣・接受

(1) 外交使節及び領事の派遣

外交使節 満洲國は建國後、我國とは最も早く且最も緊密な る外交交洗を行つたのであるが、「外交々洗其ノ他日本ニ於ケル 諸船ノ事務ヲ掌理」せしめるため、昭和七年七月二日附教令第 四十七號を以て、「在日本代表公署官制」を公布し、東京に代表 公署を設置した。同年九月十五日日満議定書が締結せられて、 我國の正式承認を受けるや、正式外交使節交換の準備は着々と 進められ、昭和八年四月二十六日教令第二十六號を以て、「日本 國駐在外交官を制一が制定せられた。これによつて東京に特命 全權大使又は特命全權公使を駐剳せしめられることになり、同 年五月十八日には初代公使丁士源が 天皇陛下に信任狀を捧呈 した。爾來兩國の國交きすせす深くなるに及んで、昭和十年六 月十九日の勅令第四十八號を以て、前記官制を改正し、駐日公 使館を大使館に昇格せしめ、特命全權大使を駐剳せしめること になった。イタリアに對しては昭和十三年二月十日イタリア駐 在外交官官制を以て特命全權公使を駐在せしめることとし(勅 会第十一號) 初代公使徐紹鄉が同年四月二十七日イタリア皇帝 に信任狀を捧呈した。ドイッに對しては、はじめ、通商代表を 派遣することとなり、昭和十一年八月一日ベルリンに通商代表 部を設置開辦したが(昭和十一年六月四日勅令第七十六號、ド イツ駐在通商代表部官制)、後公使の交換が行われることになつ て廢止せられた。即ち、昭和十三年十一月二十一日初代公使呂 宜文がヒットラー總統に信任狀を捧呈したのである。またスペ インとの相互承認に伴い、公使交換を行うことになり同年十二 月二十日初代公使徐紹鄉がフランコ將軍に信任狀を捧呈した。

中華民國に對しては、はじめ北京の舊臨時政府との間の通商 關係の處理のため、昭和十三年六月十四日に中華民國駐在通商 代表部官制を設け、通商代表を北京に駐在せしめたが(勅令第 百二十六號)上海に維新政府が樹立せられるに及び、昭和十三 年十二月には官制を改正してこの代表部を北京及び、上海に置 くこととし、更に國民政府の樹立に伴い南京に同代表部辦事處 を設けたが、大使交換と共にこれらはすべて廢止せられた。か くて初代中華民國駐剳滿洲國大使呂榮寰は昭和十六年一月十五 日國民政府汪主席に對し信任狀を捧呈した。また北支の特殊性 に鑑みて、北京に外交代表部を設けて大使館參事官を常駐せし めることとした。

なをハンガリーには昭和十五年、ルーマニアには昭和十六年 五月、フィンランドには同年十月、それぞれ駐獨呂公使をして 兼任せしめることとした。

かくて、大公使を派遣する國も増加して來たので、昭和十三 年八月十六日從來の、日本、イタリア兩國駐在大公使館官制及 びドイツ駐在代表部官制を廢して新たに「大公使館官制」(勅令 第百九十七號)を設け、特命全權大使又は特命全權公使駐剳國 を指定するところがあつたが、その後追加されて現在は次の通 りになつている。

特命全權大使駐剳國 日本、中華民國(昭和十五年十二月 二十八日追加) 特命全權公使駐剳國 イタリア、スペイン、ドイツ、ハンガリー(昭和十四年追加)、ルーマニア(昭和十六年追加) フィンランド(昭和十六年追加)

満洲國でははじめ外交官の名稱として、一二三等秘書官及隨習秘書官等を用いたが、昭和十三年これらの名稱を廢して、一律に理事官及理事官補とした。しかし任國に於ける儀禮關係その他に鑑み必要と認めるときは、國際慣例たる First Secretary 一等書記官(二等、三等これに準ず)、又は Attache 外交官補等の名稱を使用することになった。

領事 領事に關しては昭和七年六月十五日教令第三十三條を 以て「領事官官制」が制定された。また同日教令第三十四條を 以て「領事官職務規程」も制定された。最も最初に領事館が設立されたのはソヴィエト聯邦内のブラゴウェスチェンスクであって昭和七年九月十七日領事館成立宣言が發せられた。その後總領事館、領事館の設置は、その都度發表されて來たが、現在設置されている場所は次の通りである(カツコ内は設置の年)。

日本國總領事館 大 阪 (昭12)(1)

領事館 新義州(昭13)

ソ 聯 總領事館 ハバロフスク (昭7)

ウラデオストック (昭7)

領事 館 ブラゴウェスチェンスク(昭7) チタ(昭7) ドイッ 領事館 ハンブルグ(昭13)

中華民國 總領事館 天津(昭16) 上海(昭16)

領事館 濟南(昭16)

(昭和十四年ポーランド國ワルソーに總領事館を設置せるも ポーランド滅亡につき廢止)

このうち大阪駐在の總領事としては日本人たる星野金之助氏が任命された。從來我國は外國の名譽領事には任命されたものはいたが、常駐の專任領事としては、今囘が最初と思うが、駐在國の國民たる外國領事には國際慣例上外交官の特權を與えないことになってをる。

(1) 昭和十六年七月十七日開設、これにより同地の名譽領事館及び、駐日大 使館大阪辦事處を廢止。

(2) 外交使節及び領事の接受(1)

外交使節 外交使節の派遣は一方的でなく、交換的であるから、滿洲國が國交關係を有する諸國にして、滿洲國が外交使節を派遣している國は滿洲國に對しても同様に外交使節を派遣している。日本の特命全權大使については、その地位が極めて重要であるから、これを別に詳記するとして日本以外の國では、まずイタリアは昭和十二年十月二十九日正式承認と共に、滿洲國駐在コルテーゼ總領事を初代公使に任命し、昭和十三年三月二十三日信任狀捧呈が行われた。

ドイツは昭和十二年五月七日新京にドイツ通商代表部を開設し、通商代表として公使館參事官カール・クノールが就任したが、翌昭和十三年八月十八日附公文にて満洲國駐剳ドイツ國公使館を開設しカール・クノールが臨時代理公使に任命せられ、同時に領事官として職務執行の權限を賦與せられたる旨を通報して來た。而して初代公使ワグネルは昭和十三年十一月十二日信任狀を捧呈した。次いで昭和十五年六月二十日にはハンガリーのボカ公使、昭和十六年二月二十五日には中華民國の廉隅大使(同二月二十三日に在滿中華民國通商代表公署閉鎖)五月二十七日にはルーマニアのチョルジ公使、十月三十一日にはスペインのウエーゴ公使、十一月五日にはフィンランドのイドマン公使がそれぞれ信任狀を捧呈した。

(1) 満洲國に對する列國の領事派遣問題については昭和八年六月七日の國際 聯盟諮問委員會の決議が存するが、前掲立博士「時局國際法論」三〇七頁 以下参照。

日本の満洲國駐剳特命全權大位の地位——附滿洲國關係帝國機關の調整

我が國と滿洲國との不可分離の特殊關係は、我が國の滿洲國 駐剳特命全權大使の地位を極めて重要なるものとする。外交使 節としての特命全權大使の地位は國家を代表して該國家の意思 及び感情を表明する機關であるが、その職務權限に關しては國

際法上の原則、慣例並びに各種の條約規定に則して、差遣國がそ の詳細を規定し得るのである。これ即ち國內法上の官制である。 我が國は滿洲國承認と同時に列國に率先して特命全權大使を常 置せしめたが、我が國が満洲國内に日満議定書に基いて所要の 軍隊を駐屯せしめているところから關東軍司令官の職と、また 租借地たる關東州及び滿鐵附屬地の行政を掌るところから關東 廳長官の職とを兼任させたのである。當時これを俗に三位一體 制と稱した。しかるに既存の關東軍司令官と關東廳長官の職と 特命全權大使の職とをたぐそのせいに一人のものに兼任せしめ ることによつては到底中央との密接なる連繋を完らすることが 出來ないので、昭和九年十二月に根本的な改革が斷行せられた のである。この改革の際の根本方針としては、滿洲國は獨立國 であり、我が國がその獨立を尊重することは日滿議定書に掲げ た根本方針であるから、如何に密接なる關係にありといつても、 保護國的な制度は絕對に避けて、飽くせで一國の外交使節とし ての地位を保持せしめること、日満特殊關係を考慮し、且中央 と出先官憲との密接なる連繋を確立すること、なるべく軍務と 政務とを分離することなどであつた。かくして出來上つたのが 中央にあつては對滿事務局の創設、出先にあつては關東廳官制 の改正であった。即ち出先にあつては治外法權の撤廢を機とし て満鐡附屬地の行政を満洲國に移譲するため關東廳の權限を關 東州内に限局し、満鐵附屬地に關する權限を帝國領事官に移し、

滿鐵や滿洲電信電話會社の業務監督に關する權限を全權大使に移したのである。たゞ軍司令官と全權大使とを同一人にすることだけは從來通りとしたのである。かくて制度上は軍令機關と外交機關の事實上の二位一體となつたわけである。しからば關東州の行政は獨立したのかというと、そうではなくて逆に在滿大使館の所管に包含されることになつてしまつたことは以下に述べる通りであつて、こくに關東州の特殊的地位が發生し來たったのである。

かくて在滿帝國大使の地位權限は次の通りになつた。

- (1) 在滿帝國大使は關東軍司令官を兼任している。これは前述 の如き特殊事情から、少くとも當分は變更なき根本方針と見 られる。たべし軍務と政務とは可能なる限り分離する建前を とること勿論である。
- (2) 在滿帝國大使は外交使節なる限りに於て外交機關固有の事務全般を處理する。これに關しては外務大臣の指揮監督を受ける。從つて總督統監の如きものではない。それ故特別の官制は設けられない。
- (3) 在滿帝國大使は滿洲に於ける拓殖事業の指導獎勵に關する 事務、南滿洲鐵道株式會社、滿洲電信電話株式會社の業務の 監督を行う。これらの事務に關しては內閣總理大臣の指揮監 督を受ける。
- (4) 在滿帝國大使は關東州廳の監督、その他關東州に於ける政

務を管理すべき關東局の事務を統理する。これについては内 閣總理大臣の監督を受ける。但し涉外事項に關するものは外 務大臣の指揮監督を受ける。

(5) 在滿帝國大使は滿洲國に於ける我が國の神社•教育•行政關係事務を管理する。これについては內閣總理大臣及び外務大臣の監督を受ける。

て、に於て、具體的措置として中央に對滿事務局(官制は昭和 九年勅令第三百四十七號)、出先に關東局(官制は昭和九年勅令 第三百四十八號)が設けられたのである。即ち、中央に於ては 從來拓務省主管の對滿關係事項は移植民に關する事項を除いて 全部對滿事務局の主管に移され、內閣總理大臣の總括的監督の 下に外務・陸軍・大藏等關係省全體として在滿帝國大使を通じて その監督の大綱を把握することにしたのである。かくて對滿事 務局(長は總裁)は內閣總理大臣の指揮監督の下に、(1)關東局 に關する事務、(2)各廳對滿行政事務の統一保持に關する事務、 (3)渉外事項に關するものを除く満洲に於ける拓殖事業の指導 &勵に關する事務(以上三項の事務については對滿事務局總裁 は外務大臣を經由して領事官を指揮監督する)、(4)南滿洲鐵道 株式會社及満洲電信電話株式會社の業務の監督を掌る。一方出 先の在瀟洲國大使館に設けられた關東局(長は總長)について は、その詳細なる記述は本稿の對象外となるから上述したとて ろに止めることとする。たべ一言すべきは、前にも觸れてをい

たが、關東州行政が駐滿帝國大使の所管に移つたため、法律上の地位は別として、經濟上、實際上は殆ど滿洲國と一體となったかの感があることであつて、例之ば、滿獨貿易協定等にも、 關東州の生產品は滿洲國の生產品と同一と看做されているようなわけである。

領事 満洲國は日本との關係に於ても、その領事の接受につ いては、嚴格に國際法及び國際慣例に從つているのであつて、決 して日本も真埴的に行つてはいない。例えば建國後間もない昭 和八年一月頃、吉林省のある所へ突然日本側の領事分館を設立 することを地方官廳に申入れたというので、満洲國側は「常國政 府の同意を求めずして當國境內に領事分館設立する事が果して 事實なりとせば國際慣例に反すしと抗議し、必要ある場合は國 際慣例に從い正式手續を取られたいと申入れて來た。結局本件 は間違で、我方も今後は凡て貴國に領事分館或は警察分署を設 立の際は事前に豫め貴國側の諒解を求め我方にて決して單獨に 處理する事なし、と囘答した。かくて、我國は滿洲國建國後は 急速なる邦人の發展に對應して、滿洲國內の領事館を擴充、增 加したのであるが、その後、満洲國の治安が安定するに及んで、 昭和十二年頃からは、これが縮小整理の方針を採り、昭和十四 年一月と、昭和十六年二月には大整理を斷行して、現在は總領 事館としてはハルピン、新京、領事館としては黑河、牡丹江、 満洲里、領事館分駐所としては奉天を残すのみとなつた。

日本以外の閾で満洲閾建閾後満洲閾筒十内に存する領事館の 地位を正常化させた國としては、正式承認國の他、寡ら領事交 換によつて默示的承認を與えたとこ ろのポー ランド 及び リス アニアがある ⑴。リスアニアの場合は單にハルピン駐在の領事 館設置の要求があり、満洲國がこれを承認するという簡單な手 續で濟すされたが、ポーランドの場合は數筒の公文が交換され た。公女の日附は全部昭和十三年十月十九日附で事實東京の滿 洲國大使館で兩國代表者の間に調印されたものであるが、(一) **すず駐目ポーランド國大使より駐日満洲國大使宛に本國政府は** ハルピン駐在ポーランド國領事館の法律上の地位が兩國間の滴 當なる協定によって確定せられるまで、これを正常ならしめん ことを希望し、前記領事館々長の最近の移動に鑑み該新領事の ために並に今後各新任者のために満洲國の認可狀を受領せんこ とを欲するものなることを通報し、なほ本國政府は今後満洲國 政府がワルソーまたはその他の適當なる地に満洲國領事館を開 設することを考慮する場合は、ポーランド國内に於ける満洲國 領事のために認可狀を請求するに於ては正常の條件に於て且相 万主義の條件の下にこれに應ずる用意あることを宣する旨の書 翰を送り、駐日満洲國大使はこれに對し本國政府の名に於て右 通報の内容を受諾する權利を附與せられたることを宣言する旨 の返翰を送り、(二)第二段として、ポーランド側より、前記(一) の公文の交換に關し、本國政府は新ハルピン駐在ポーランド國

領事を任命したること、同人が新京にて委任狀を呈示し、滿洲 國の認可狀を受くべきことを通報し、滿洲國側はこれを諒承、 (三)第三段として、領事官の職務及び權限、他方の領域內に居住 する兩國の一方の國民の財產、權利及び利益並びに兩國間の經 濟關係の諸問題に關して、兩國間に適當且正式なる協定の成立 するに至るまでの兩國政府間の了解事項を掲げたる公文(2)を ポーランド側より送致、滿洲國側これらの提案を受諾する旨を 同答したのである。かくて新任ハルピン駐在ポーランド國領事 に對しては昭和十三年十一月十二日附、同リスアニア國領事に は同年八月二日附を以て認可狀が正式に發令されたのである。

- (1) イタリアはハルピンに領事館(奉天總領事館は昭和十三年四月閉 鎖)、ドイツはハルピン、奉天、滿洲里に領事館、ボーランドはハル ピンに領事館、サルヴアドルは新京に名譽領事館、ソヴイエト聯邦 は滿洲里に領事館、ハルピンに總領事館、リスアニアはハルピンに 領事館をそれぞれ設置している。
- (2) とれらの了解事項は次の通りである。大體は普通の領事職務條約 を簡單にしたものであるが、第三項に於て、日滿特殊關係を考慮してあるところを注意すべきである。
 - 一、「ポーランド」國及ビ滿洲國ハ各自國ニ駐在スル相手國ノ領事 官憲ニ對シ相互主義ノ條件ノ下ニ其ノ特種職權及ビ權限ニ付他 ノ外國領事官憲ニ與ヘラル、最惠國待遇ヲ與フベシ
 - 二、「ポーランド」國及ビ滿洲國ハ各國ノ法令ニ從ヒ且相互主義ノ 條件ノ下ニ左記ニ關シ原則トシテ相手國ノ國民ニ對シ他ノ國民 ニ與ヘラル、最惠國待遇ヲ與フベシ

- (イ)旅行、居住、職業
- (ロ)身分及ビ親族
- (ハ)財産、權利、讓許
- (ニ)國民的、宗教的、職業的、經濟的、文化的、及ビ體育的 事項ニ關スル團體、施設、行動及ビ出版
- 三、前記各項=規定シタル最惠國待遇ノ原則ハ同盟國トノ共同防 衛ニ關聯スル事務又ハ隣接國(複數)トノ軍事的、政治的、民 族的、其ノ他ノ事情ニ基ク特殊不可離ノ關係ニ關スル事項ニハ シヲ及ボサザルモノトス
- 四、通商及ビ經濟上ノ相互的協力ニ付テハ通商條約ガ本件ニ關ス ル兩國間ノ關係ヲ正規ニ規定シ且之ヲ增進セシムルニ至ル迄兩 國政府ハ好意的ニ之ヲ取扱フモノトス

(3) 未承認國の在滿駐在領事の地位

滿洲國建國後、滿洲國を承認しない國家で從來通り領事館を 設置しているものは現在次の通りである。

英 國 駐ハルピン總領事館、駐奉天總領事館

米 國 駐ハルピン總領事館、駐奉天總領事館

フランス 駐ハルピン領事館、駐奉天領事館

オランダ 駐ハルピン領事館、駐營口名譽領事館

デンマルク 駐ハルピン領事館

ポルトガル 駐ハルピン領事館

ベルギー 駐ハルピン領事館

ラトヴィア 駐ハルピン領事館

ユストニア 駐ハルピン領事館

ノルウエー 駐營口名譽領事館

滿洲國が建設された以上、その國内に在る外國の領事が、職務を執行するに當つて、滿洲國政府の認可または許可を必要とすることは當然のことである。しかし一方未承認國側からい之ば、滿洲國を承認していないのであるから、改めて領事の職務執行に關して滿洲國の認可または許可を受けようとはしない。そこで、滿洲國がその見解を强行することになれば、兩者の間には必然的に衝突を來たすことになる。イタリアがエチオピアを併合した際には、舊エチオピア國領土內の外國領事に對してイタリア官憲の交付する認可狀を必要なりとなし、これを肯じない領事に對しては退去方を要求した(1)。しかし滿洲國は出來る限りこれらの諸國との間に摩擦を生ずることを避けるという態度を執つたので、そこには複雜な變態的現象を生ずるに至つた。

まず第一に、領事が更迭したり、離任、歸任の際には如何なる手續が執られたかを檢討して見よう。元來、領事が更迭する場合は駐在國の認可が必要である。即ち、新たに任命された領事は接受國に到着したならば、委任狀を提出して、接受國の認可を得なければならない。然らざれば職務の執行や特權の享有は開始しない筈である。滿洲國はこの更迭の手續については、全くこれら領事側の一方的措置に委ねて、別段滿洲國側からは何の申入れも行はなかつたようである。そこで、はじめの間は各國領事は勝手に更迭して、別段何等の通告もしなかつたが、その後ハルビン駐在の英、米、佛、和蘭國等の領事は同地の滿

洲國外務局特派員に對して、文書または口頭を以て、更迭の都度、その事實を通報して來た(2)。奉天駐在の英米領事も、滿洲國外務當局に對して、同樣の措置を執るようになつた。從つて、離任ならびに歸任の際も勿論これに做つている。正式に承認した國の領事はこれらの場合すべて國務總理大臣宛書式通告の形式を執つているのである。

次に、未承認國領事の職務執行の範圍については、満洲國は 當初從來通り彼等が行うに任せてをつた。即ち、英、米、佛等 の領事は旅券の査證や、自國民の保護に關する満洲國外務局と の交渉などを行つてをつた③。たゞ領事裁判權の行使だけは満 洲國の主權に重大なる影響を及ぼすので、満洲國は昭和十一年 七月一日の外交部大臣の聲明及び昭和十二年十一月五日の外務 局長官の聲明によつて、これを認めない旨を明らかとした。し かし、これまた急激なる禁止の實際的措置をとらなかつたので、 これらの聲明の後も、事實上は自國民の裁判を行つたともいわ れている。一方滿洲國裁判所は前記の聲明に基き未承認國々民 の刑事及び民事事件を裁判しているが、嘗て領事裁判權を有し た諸國の領事はこれに對して屢々抗議して來ている。

次に特權及び免除については、滿洲國側は恩惠的に、從來通 り承認國領事と事實上ほぼ同樣の特權免除を與えていたが、關 稅その他で、多少差別的な待遇を行つているようである。

これを要するに、満洲國は飽くまで列國との關係を、平和的

且漸進的に改善するため、隱忍自重、國家主權の行使上當然の 行為をも差控えたのである。しかし、これらの不明瞭なる地位 に重大なる變動を與えるに至つた轉機が二つあつた。第一は我 が國の治外法權の撤廢、第二は大東亞戰爭の勃發である。これ によつて滿洲國は斷乎從來未承認國に對して採り來たつたとこ ろの好意的默認主義を棄て去つたのである。大東亞戰爭の勃發 は特に敵性國家の在滿似而非權益を清算するに役立つたわけで ある。外國人に對する一般措置については別にこれを記述する。

- (1) 拙稿「不承認主義の現勢」(「國際法外交雑誌」三七卷五號、六七頁以下)
- (2) 例えば昭和九年三月七日附でハルピン駐在米國總領事から領事更迭を 外交部北滿特派員に對し通告。
- (3) 例えば、ドイツが正式承認前に、國旗の改定を通告したり、オーストリア國併合後、同國民に對する保護の通告をしたるが如く、また昭和七年七月二十五日附を以て、ハルピン駐在フランス國領事が同國飛行士の滿洲國領空通過について國內着陸許可默の發給の交付、保護方を要求(該飛行中止のため取消)したるが如きものである。

第四 滿洲國と條約の締結

満洲國が建國以來諸外國と締結した條約には如何なるものがあるかというに、締結の年月順に擧げれば、まず日滿間に於ては次の如き諸條約が存する。

- (1) 日滿議定書(昭和七年九月十五日新京に於て署名、我國は卽日 公布)
- (2) 滿洲に於ける日滿合辦通信會社の設立に關する協定(昭和八年 三月二十六日新京にて署名、我國は同年五月十日批准、五月十 五日批准書交換、同日公布)。本協定には兩國政府の現物出資に 關する交換公文、會社に對する兩國政府の監督に關する交換公 文、細目に關する交換公文(いずれも新京にて交換、我國は五 月十五日公布)が添附されている。
- (3) 滿洲國帝政樹立に關する交換公文(昭和九年三月一日新京に於て交換、我國は即日公表)。
- (4) 小為替交換に關する約定(昭和九年六月三十日東京、七月四日 新京に於て署名)。
- (5) 北瀬鐡道に關するソヴイエト聯邦の權利の滿洲國への譲渡に關 し支拂保障に關する日滿兩國政府間交換公文(昭和十年三月二 十三日東京に於て交換)。
- (6) 圖們江國境を通過する列車直通運轉及稅關手續簡捷に關する協 定(昭和十年五月二十二月新京に於て署名、我國は五月二十三 日公布)。

本協定に關しては、本協定に基く細則(同年五月二十四日京城

- にて調印、我國は六月二十二日官報掲載)が存する。
- (7) 日滿經濟共同委員會設置に關する協定(昭和十年七月十五日新京に於て署名、即日效力發生、我國は七月十六日公布)。 本協定には附屬書及び委員會議事規則(八月二十九日新京にて作成、我國は八月三十一日承認)が存する。
- (8) 日滿間郵便業務に關する條約及び署名議定書(昭和十年十二月 二十六日新京に於て署名、我國は十二月二十七日公布)。 本條約には本條約に基く業務協定(同年十二月二十六日新京に て調印、我國は昭和十一年一月十一日告示)が存する。また業 務協定は昭和十一年十一月十二日——十六日の修正追加條款、 昭和十二年五月——八日十四日の修正追加條款によつて修正追加 加された。
- (9) 滿洲國に於ける日本國臣民の居住及び滿洲國の課稅等に關する 條約及び附屬協定(昭和十一年六月十日新京に於て署名、我國 は六月十二日公布、七月一日より實施)。 本條約には條約及び附屬協定に關する日滿兩國全權委員間了解 事項が存する。
- (10) 工業所有權相互保護に關する協定(昭和十一年六月二十九日新 京に於て署名、我國は七月一日公布、七月一日より資施)。
- (11) 滿洲拓植公社の設立に關する協定及び附屬書(昭和十二年八月 二日新京に於て署名、我國は八月四日公布、八月二日より實施)。 本協定には協定及び附屬書に關する日滿兩國全權委員間了解事 項及び協定第十九條に關する交換公文が存する。
- (12) 滿洲國に於ける治外法權の撤廢及び南滿洲鐵道附屬地行政權の 移讓に關する條約及び附屬協定(甲、乙、)(昭和十二年十一月 五日新京に於て署名、我國は十一月九日公布、十二月一日より 實施)。本條約には附屬協定(甲)に關する日滿兩國全權委員間了

- 解事項、附屬協定(乙)附屬業務協定(同年十一月二十二日) が 存する。
- (13) 日滿間軍事郵便物交換に關する業務協定(昭和十二年十一月二十六、二十九日東京及び新京に於て署名、十二月一日より實施)。
- (14) 日本軍の滿洲國駐屯に關する軍事關係法規調整に關する交換公 文(昭和十二年十二月一日新京に於て交換) とれに關しては後 出の日滿共同防衞に關する項を参照。
- (15) 滿洲國に於ける日滿合辦通信會社の設立に關する協定の修正に 關する議定書(昭和十五年七月十九日新京に於て署名、即日實 施)。

また、満洲國と日本以外の諸外國との間に於ては次のような 條約協定等が締結せられた。

- (1) 北滿鐵道(東支鐵道)に關するソヴイエト聯邦の權利を滿洲國 に譲渡する為の滿洲國ソヴイエト聯邦間協定及附屬最終議定書 (昭和十年三月二十三日東京に於て署名、即日實施)。
 - 本條約は滿洲國が日本以外の大國と締結した最初の條約である こと、これによつてソヴィエト聯邦から滿洲國に對して默示的 承認を興えたことの二點から意義深きものである。本條約によ つてソヴィエト聯邦政府は日本國通貨一億四千萬圓の代償で、 北滿鐵道に關して有する一切の權利を滿洲國政府に譲渡したの である。本條約には最終議定書が添附されてをり、またこれに 關して日滿ソ三國間議定書や日滿間、日ソ間交換公文が存する。
- (2) 滿獨貿易協定(昭和十一年四月三十日 東京に於て署名)。本協 定はドイツの滿洲國正式承認前に於て、滿洲貿易に從事する商 社に新規の便宜を供與し、兩國間の貿易を增進するためドイツ の東亞經濟使節を誦じ、兩國官廳間協定の形式を以て、即ち滿

洲國關係官憲代表(駐日滿洲國大使)とドイツ國外國為替管理局代表との間に締結せられたるものである。その骨子はドイツが一ケ年の間に滿洲國生產品を c.i.f. 價格の基礎によつて計算せられたる價額一億圓の限度まで輸入することにあるもので、一ケ年間有效とされた。從つて本協定は、翌年五月二十一日ベルリンに於て更に昭和十五年五月三十一日まで有效とする旨の延長同意書が署名調印された。しかし、本協定はその後ドイツの正式承認後、兩國間に締結された滿獨貿易及び支拂協定(昭和十三年九月十四日)によつて代えられたのである。

- (3) 滿洲國及ドイツ國間修好條約(昭和十三年五月十二日ベルリン に於て署名、同年七月十五日より實施、同年七月十八日ベルリ ンにて批准書交換)。
 - 本條約の締結には、滿洲國側はドイツ國駐在滿洲國通商代表加藤目吉、ドイツ側はワイツゼツケル外務次官が全權委員として交渉に當つた。本條約は(一)兩國政府は直に兩國間に外交及び領事關係を開始すべきとと(第一條)、(二)領事條約の締結に至る迄、兩締約國の各一方は他方の領事官を其の認可、職權及ひ特權に關し相互條件の下に最惠國の領事官と同樣に待遇すべきとと(第二條)、(三)兩締約國は速に一般的通商航海條約の締結に關する交渉を開始すべく、其の際各一方は成るべく他方の要求に應ずべきとと(第三條)を約している。
- (4) 滿洲國及イタリア國間修好通商條約(昭和十三年七月五日東京 に於て署名、同年十一月十八日ローマにて批准書交換、同日よ り實施)。本條約は本邦駐剳滿洲國大使阮振鐸と同イタリア國大 使コンテイとによつて署名されたものであつて、友好關係の設 定(第一條)、外交使節の設置(第二條)、領事官の駐在、認可、 最惠國待遇(第三條)、兩國間の一般交通(第四條)、兩締約國間

- の交通の調整助長、相互の貿易の衡平と相互主義の基礎の下に 於ける促進に對する協力(第五條)、等を規定している。
- (5) 満洲國及ドイツ國間の貿易及び支拂に關する協定(昭和十三年 九月十四日新京に於て署名、同年六月一日より遡及假實施)本 協定は昭和十一年同月二十日に締結せられ、昭和十二年五月二 十一日に延長された滿獨貿易協定に代るものであつて、昭和十 五年五月三十一日まで有效とせられた。尚協定には第十一條 (B)の運用に關する取極、品目表が添附されている。
- (6) ポーランド國領事官の法律上の地位正常化問題に關する交換公 文(昭和十三年十月九月東京に於て交換)
- (7) 滿洲國及びドイツ國間修好條約追加條約(昭和十四年三月二十四日新京に於て署名、九月七日ベルリンに於て批准書交換、三月二十四日より遡及實施)。本條約は前年の修好條約の實施に關するものであつて、締約國の國民の入國、旅行、居留及び居住の自由、身體財產の保護等、並びに、通商、航海、產業、商業等に關する最惠國待遇を規定している。
- (8) 滿獨貿易協定中對獨借入全條項更新に關する協定(昭和十四年 六月一日新京にて署名)。
- (9) 滿獨貿易及び支拂に關する協定の有效期間延長に關する協定 (昭和十五年九月十二日新京に於て署名、昭和十六年三月十日ベルリンに於て批准書交換、即日效力發生)滿獨兩國は本協定により昭和十三年九月十四日の協定を昭和十六年五月三十一日まで有效となすべきことを協定したのである。なを、本協定の運用及び當面の事態に即應する調整に關する取極も締結せられた。また昭和十五年十一月十四日には、これらの協定及び取極が昭和十五年十月一日からドイツ國保護領たるボヘミア及びモラヴィアに擴張さるべき旨のドイツの提議があり、それに関して同

日兩國間に公文が交換された。

- (10) 滿獨貿易及び 支拂に關する 協定の 有效期間延長に關する 協定 (昭和十六年五月三十一日新京に於て署名)有效期間については 公報なし。
- (11) 滿洲國スペイン國通商航海條約(昭和十六年九月十八日マドリッドに於て署名)。

このほか昭和七年九月四日の満ソ水路協定(昭和十二年五月ソ 職廢薬を通告)をはじめ多くの官廳間協定が存する。

また、滿洲國が參加した多數國間條約(1)(締約國三ヶ國以上 の條約)には

- (1) 北滿鐵道讓渡に關する日本國・滿洲國・ソヴィエト聯邦間議定 書(昭和十年三月二十三日東京に於て署名、即日實施)
- (2) 日本國、滿洲國及びイタリア間貿易に關する協定(昭和十三年七月五日東京に於て署名、八月二十四日に寄託調書)作成本協定は正確には「伊太利國ヲ一方トシ日本國及滿洲國ヲ他方トスル貿易及之ニ關スル支拂ヲ規律スル爲ノ伊太利國政府日本國政府及滿洲國政府間協定」と稱する。期限滿了の三月前に廢棄されないときは暗默の更新により六月づつ延長せられるとの第九條第五項の規定により、爾來引續き效力を有している。
- (3) 滿洲國の共産インターナショナルに對する協定参加に關する議 定書(昭和十四年二月二十四日新京に於て署名、即日實施) 本議定書は一方日本・イタリア・ドイツ、他方滿洲國間の協定 の形式による。
- (4) 日滿華共同宣言 (昭和十五年十一月三十日南京に於て署名)
 - (1) 満洲國の國際條約加入に對する不承認に關する國際聯盟諮問委員會の 央議については前掲立博士「時局國際法論」三〇四頁以下參照。

第五 日滿特殊關係の法的基礎

日満兩帝國間の特殊關係は「一德一心」という精神的結合に 基くものであることは勿論であるが、緊密なればなる程それだ けこれから生ずる種々の關係を箇々の法規に照合して法的に把 握することは頗る難事である。こ\には、專ら條約關係を中心 として考察を進め、必要に應じて國內法規に觸れることとした。 從つて便宜上、(一)高度同盟關係=共同防衞、(二)その他の條 約に基く日滿特殊關係、(三)一般協力關係に分けて考察したい と思う。

(一) 高度同盟關係=共同防衞

日滿兩國の密接不可分の關係は非常に顯著である餘りに、人々はこの不可分關係を倫理的道義的方面より考察し、法的な分析を行うものがないようであるが、不可分關係の由來するところの法的基礎が、根本的原初的には日滿議定書中第二項に掲げられた高度同盟關係の設定に關する條項に存することを看過してはならない。同條項には「日本國及滿洲國ハ締約國ノ一方ノ領土及治安ニ對スル一切ノ脅威ハ同時ニ締約國ノ他方ノ安寧及

存立ニ對スル脅威タルノ事實ヲ確認シ、兩國共同シテ國家ノ防 衛ニ當ルベキコトヲ約ス之ガ爲所要ノ日本國軍ハ滿洲國內ニ駐 屯スルモノトス」と規定されている。

元來狹義に於ける同盟條約は一定の目的のため、主として兵力による應援義務を定めたる條約である(I)。同盟の意義については諸家は種々の說を爲しているが、日滿議定書は、前記の要件を具備してをるから、同盟條約であることに疑ない。或はキルヘンハイム=ストルップの如く同盟を以て「一定の目的のためにする二國又は數國間の一時的結合である」とすれば、日滿議定書は恒久的結合であるからそのなかに含まれないことになるが、同盟は恒久的結合をも含むと考えるのが普通のようである。從つて日滿議定書は同盟條約と考えられる。

また、同盟條約に類似したものに、保障條約と保護條約とがある。國家の慣行に從えば時には、これらにも同盟條約の名を冠することがあるので混同せられ易いが、保障條約は、保障の目的上必要ある場合になされる援助が片務的であつて相互的でないこと、援助の內容が全く相異なるところに特徴がある。日滿議定書の場合は實質的にいえば日本が滿洲國に與える援助と、滿洲國が日本に與える援助とは平等ではないかも知れないが、條約上は專ら平等的相互的を建前としているから、保障條約ではない。保護條約は强大國が弱小國に對して單純なる意味の保護を與えることを約する條約であつて、一九三○年六月三十日

の英國・イラーク間同盟條約の場合の如く全く保護條約である ものが同盟條約と稱せられている場合もあるが、日滿議定書は、 今述べた保障條約でないのと同様の理由で、やはり保護條約で もないのである。

以上のような理由から、日滿議定書は恒久的結合を内容とす る完全なる同盟條約であり、且、一般の同盟條約以上に緊密な る關係を包含しているのである。即ちかかる要素から、駐兵權 や、治安維持のための種々の協力關係等が生じて來ることは以 下に述べる通りであるが、駐兵權といつても、外國が普通保護 國に對して駐兵權を有するなどとは異なり、完全なる一德一心 の精神的結合を基礎としていることは、英國・イラーク同盟條 約と日満議定書の内容を比較して見れば直ちに判然とするので ある。この精神的結合を無視しては到底日滿同盟關係を説明す ることは出來ないであろう。最後に一言すべきは、日本側では 特に満洲國を同盟國として取扱うことがないようであるが、満 洲國側では、日満間の同盟關係を一切の對日法的關係の骨子と しているという事實である。現に滿洲國の國內法規には「同盟 國しなる名稱が甚だ廣く用いられ、且これら法規の適用せらる べき同盟國として日本國を特定するという形式が採られている のである。

(1) 抽稿「同盟條約を繞る諮問題」(「國際法外交雜誌」四○卷五號、昭和十六年五月) 二五頁以下參照。

共 同 防 衞

日満議定書に基く共同防衞の約定に從つて、日満間には强度 の軍事的協力が行われている。即ち共同防衛に必要なる日本國 軍は満洲國內に駐車し、共同防衞の目的達成を期しているので ある。このため満洲國側も種々なる法規を設けているが、例え ば、「同盟國軍隊ノ駐屯ニ住フ軍事法規適用等ニ關スル件」(昭和 十一年勅令第四百三十九號)などが存した。しかし昭和十二年 十二月一日より日本國の満洲國に於ける治外法權の撤廢が斷行 せられるや、帝國軍隊の駐車に關聯して、その特殊的地位より 生ずる種々の關係を圓滑ならしめるため一つの根本法の制定が 必要のように考えられた。そこで治外法權撤廢の日、即ち、昭 和十二年十二月一日に「満洲國内ニ駐屯スル日本國軍ノ軍事關 係法規調整ニ關スル公文」が日満兩國間に交換された。それに よれば満洲國國務總理大臣張景惠は駐満植田大使に對し、「日滿 議定書ニ就テハ兩國共同シテ國家ノ防衞ニ當ルベキヲ約シ所要 ノ日本國軍満洲國內ニ駐屯シアル處其ノ駐屯ニ伴フ軍關係法規 ノ適用ヲ適正ニシテ以テ日本國軍が滿洲國內ニ於テ日滿共同防 衛上現ニ有スル軍事行動上必要ヲ認メタルニ依リ、日本帝國ノ 治外法權ノ撤廢セラルトニ際シテー次の如く措置すべきことを 申出でた。

第一條 滿洲國ハ其ノ國軍ニ關スル法令制度ニ關シテ日本國軍モ亦 之ヲ利用シ得ル様措置シ叉必要ニ應ジ日本國軍ノ軍律其ノ他關 係法規ヲ滿洲國ノ法權ニ服スル者ニモ適用シ得ル様措置シ得ベシ。其ノ細部ニ就テハ別ニ協議スル所ニ據ルモノトス。

第二條 日本國軍事警察機關(補助機關ヲ含ム)ハ其ノ軍事警察權 ヲ行使スル爲メスハ別ニ協議スル特定ノ地域内ニ於テ日本國軍 ノ安寧利益ヲ保護シ又ハ治安ヲ維持スル爲メ必要アル場合ハ滿 洲國ノ法令ヲ適用シ軍事警察權、司法警察權及ビ行政警察權ヲ 行使シ得ル様措置スベシ。

右ノ場合其ノ警察權行使ニ依ル場合ハ滿洲國當該機關ノ爲スモノト同一效力ヲ有セシムルモノトス。

日満共同防衛ノ主旨ニ依リ日滿當該機關共同シテ防共思想對策 及ビ軍事警察等ノ警察事務ニ服スル場合必要アル時ハ日木國機 關ニ於テ統制シ所要ノ區署ト爲シ得ル様措置スルモノトス。

第三條 軍事司法及ビ軍事警察ニ關スル共助ニ就テハ一般ノ司法及 ビ警察ノ共助ニ闘スル日滿兩國ノ約定ヲ準用スルモノトス。

第四條 前各條戰時又ハ事變ノ場合ニ於ケル適用ノ態様ニ就テハ別 ニ協議スルモノトス。

これに對し、駐滿植田大使は各條項に對し異存なき旨を同答した。この交換公文の趣旨に基いて、同日附を以て公布された「同盟國軍隊ノ駐屯ニ伴フ軍事法規適用等ニ關スル件」(1)、「同盟國軍憲トノ權限調整ニ關スル件」(康德五年軍令第二號)等が存する。後者は「防衞法第二十九條ニ依リ帝國內ニ在ル同盟國軍ガ共同防衞上防衞ノ實施、準備及訓練ヲ爲ス場合ニハ必要ニ應ジ其ノ統制區處ヲ受クルモノトス」と定められ、同年四月一日より實施されている。この防衞は昭和十四年七月二十五日例のノモンハン事件(西北部國境紛爭)に際して現に實施せられた

のである。

- (1) この勅令は重要であるから全文を掲げることにする。
 - 第一條 共同防衞ノ目的ヲ以テ同盟國ノ軍隊駐屯スルニ對シテ軍事行動 上必要ナル自由保障及ビ之ニ伴フ便益ノ享有ヲ完フスル為メ安寧利益 ノ保護及ビ軍事行動上ノ便益ノ為メ適用セラルベキ同盟國軍隊ニ闘ス ル法令ハ命令ノ定ムル所ニ據リ滿洲國法令ト見做ス事ヲ得。ソノ犯シ タル罪ハ満洲國法令ヲ犯シタル罪ト見做ス。
 - 第二條 満洲國軍隊ノ為メ適用セラルベキ法令ハ別ニ法令ヲ以テ定ムル 場合ヲ除クノ外命令ノ定ムルトコロニヨリ同盟國軍隊ノタメ適用セラ ルルモノトス。
 - 第三條 同盟國軍事警察機關(補助機關ヲ含ム)ノ行フ軍事司法又ハ行 政警察ノ事務ハソノ職務ニ相當スル警務機關ノ事務ト見做ス。
 - 第四條 軍事警察官、警察官ハ同盟國軍事警察機闘ニ對シ必要ニ應ジ搜 査ヲ委赐スルコトヲ得。
 - 第五條 共同防衞ノ主旨ニョリ共同シテ警務ニ服スル場合ニ於ケル警務 機關ノ統制ハ命令ノ定ムル所ニ據ルベシ。
 - 第六條 第一條、第三條及ビ第五條=闘シテ必要アル事項ハ主管部大臣 ノ命令ヲ以テ之ヲ定ム。
 - 第七條 前各條ノ戰事又ハ事變ノ場合ニ於ケル適用ニツイテハ別ニ法津 又ハ命令ノ定ムル所ニ據ル。

(二) 在滿日本國民の地位

滿洲國に在住する日本國臣民の法律的地位を定めた一般的規定はまず第一に日滿議定書第一項のうちに見出される。即ち、同項は「滿洲國ハ將來日滿兩國間ニ別段ノ約定ヲ締結セザル限

リ満洲國領域内ニ於テ日本國又ハ日本國臣民ガ從來ノ日支間ノ 條約、協定其ノ他ノ取極及公私ノ契約ニ依リ有スル一切ノ權利 利益ヲ確認尊重スベシ」と規定し根本的原則を確立している。 第二には治外法權の漸進的撤廢の第一步として昭和十一年に締 結された「満洲國ニ於ケル日本國臣民ノ居住及満洲國ノ課税等 - 關スル條約 | の第一條であつて、それには「日本國臣民ハ滿 洲國ノ領域内ニ於テ自由ニ居住往來シ農業商工業其ノ他公私各 種ノ業務及職務ニ從事スルコトヲ得ベク、且土地ニ關スル一切 ノ權利ヲ享有スベシ・・・・ (イ) と規定されている。これまでは治 外法權撤廢に至るいわば過渡的なものであるが、在滿日本國臣 民の地位が全く正常化されたのは昭和十二年の治外法權撤廢條 約正確には「満洲國ニ於ケル治外法權ノ撤廢及南滿洲鐵道附屬 地行政權ノ移譲ニ關スル條約一の第三條乃至第五條によつてで ある。卽ち日本國臣民及び(以下の規定を法人に適用し得る限 りに於て)日本國法人(2) は、同條約附屬協定の定めるところ に從つて満洲國の法令に服するが如何なる場合に於ても滿洲國 人民に比して不利益なる待遇を受けることはない(第三條)。而 して同條約の規定は日滿兩國間の特別の約定に基く特定の日本 國の臣民または法人の權利、特權、特典及び免除に影響を及ぼ さない(第五條)。

かくて日本國臣民のために從來存していた領事裁判制度は同 條約實施と同時に終止して、爾後は日本國臣民は滿洲國の裁判 管轄權に服することになつたのであるが(附屬協定甲第一條) (1)、滿洲國政府は日本國臣民の身體及び財産に對して國際法及 び法の一般原則に適合する裁判上の保護を保障すべきことを約 し(同第二條)、なを、日本國臣民の身分に關する事項について は滿洲國裁判所は日本國法令に準據すべきこと、滿洲國政府は 條約實施當時日本國臣民が日本國法令または慣行によつて現に 享受する權利または利益の保護について必要なる措置を講ずる こと等の了解が行われた(全權委員問了解事項第一)。

次に日本國臣民は満洲國の警察その他の行政に服さねばならないが、満洲國政府はその行政を行うにつき日本國臣民の身體及び財産の保護に關して一切の保障を與うべきことを約している(附屬協定甲第十二條)。

次に神社教育及び兵事に關する行政は、我が日本の發展のために最も根本的影響を與えるものであり、且我が國獨特の制度で他國をして代わつて行政を行わしめ得ない性質のものであるところから、滿洲國政府は日滿議定書の精神に即して、廣汎なる範圍に於て我が國が直接に行政を行うことを認めている。即ち滿洲國政府は治外法權撤廢後日本國またはその臣民が日本國法令によつて神社を滿洲國內に設置すること及び日本國政府がその神社に關する行政を行うことを承認すべきことを約している(附屬協定甲第十四條)。教育については、次のような措置が講ぜられた。即ち、滿洲國政府は重要なる教育(原則として初

等教育)行政事項については當分の間豫め駐滿日本大使と滿洲 國國務總理大臣との間に協議決定せられるところに從うべきこ とを約し、滿洲國政府は前記兩官憲間に協議決定せられるとこ ろに從つて條約實施後當分の間滿洲國領域內に於て日本國また はその臣民が日本國法令によつて學校その他の教育施設を開 設、經營または管理すること、及び日本國政府が日本國臣民の 教育に關する行政を行うことを承認している(附屬協定甲第十 五條、了解事項第六)。また滿洲國政府は條約實施後日本國政府 が滿洲國內に於て日本國臣臣に對する徵集、服役、召集等の兵 事行政を行うことを承認している(附屬協定甲第十六條)。

その他満洲國に於ける通信業務及びその附帯業務についての 種々詳細なる協定が成立し、兩者の協力は極めて密接なるもの がある(附屬協定乙了解事項)。

- (1) 満洲國に於ける日本人の土地權利の取得については、所謂商租權なる名称によつて呼ばれているものの史的、並に法律的研究を行わねばならないが、これについては增淵俊一氏「日本人の満洲國土地權利取得法律關係」(「法律新報」四九卷一二號五〇卷一號)、中保與作氏「満洲に於ける商租權」(「支那」昭和九年四月號)、同「初めて脚光を浴びた商租權」(「外交時報」昭和十年二月一日號)
- (2) 日本國法令によつて成立した在滿の會社その他の法人については、同條 約實施當時滿洲國內に本店または主たる事務所を有するものは、同條約 實施と同時に滿洲國法令によつて成立する同種の會社その他の法人また は最もこれに類似する法人と認められるべく、また同條約實施當時滿洲 國內に支店または從たる事務所を有するものの成立を滿洲國政府が承認 することになつている(第四條)。法人の國籍については大平数投「法人

- の國籍」(「法學研究」第四號)参照。
- (3) 條約實施當時、日本國領事裁判に於ける未決の事件の取扱、條約實施前 の日本國臣民の行為、犯人及び證據物の引渡その他の經過規定は同條約 附屬協定(甲)第三條乃至第八條にある。

(三) その他の協力關係

日満兩國の緊密なる關係は以上の基本的な同盟關係、及び交 通關係のほかにもあらゆる方面に於て展開されてをり、叙述す べく到底これを盡し難いが、こへには通常國家間に於て行われ る協力關係のうち條約に基くもの、或は條約に基かないが通常 國家間に於ては條約で規律されている如きものを二三拾つて考 察して見たいと思う。

(イ) 經濟的協力――經濟共同委員會・合辦會社の設立

日満兩國の經濟的協力で條約で定められたものには日滿經濟 共同委員會の設置と日滿合辦會社の設立とがある。

日滿經濟共同委員會

日満兩國の經濟的協力の基礎をなすものは勿論日満議定書の 精神に存するが、特に經濟方面に於けるその具體的な現われは 實に日滿經濟共同委員會の設置である。この委員會の設置は昭 和十年七月十五日の條約によつて定められたのであるが、同條 約の前文は「日滿兩國ノ經濟上ノ依存關係ヲ永遠ニ鞏固ナラシムル為日滿兩國經濟ノ合理的融合ヲ實現」するため、また「日滿兩國相互問ノ重要ナル經濟問題ニ關シテモ日滿兩國ハ充分且緊密ニ共同ノ實ヲ舉」ぐるために同委員會を設置したる旨を明らかにしている。

日滿經濟共同委員會は滿洲國新京に設置され(協定第一條)、 「日滿兩國經濟ノ連繫ニ關スル重要事項及日滿合辦特殊會社ノ 業務ノ監督ニ關スル重要事項ニ付」日滿兩國政府の諮問に應じ てその意見を兩國政府に具申する任務をもつている(第二條)。 かくの如く諮問委員會ではあるが、日滿兩國政府はこれらの事 項については、豫めこの委員會に諮問してその意見を俟つてこ れを處理しなければならない(第三條)、また委員會は必要に應 じて日滿兩國經濟の合理的融合に關する一切の事項について日 滿兩國政府に建議出來る(第四條)から、實際上は非常に重要 性をもつわけであつて、殆どすべての經濟的協力はこの委員會 で裁量されるといつても過言ではない。しからばこの委員會 な対して構成されているかというと、日滿兩國政府の任命する各 四名を合した八名の委員から成る。その詳細は協定附属書に掲 げられ、またその運用については議事規則が存する。

合辦會社の設立

日滿兩國政府が條約を以て設立した合辦會社が二つある。日 滿合辦通信會社及び滿洲拓植公社である(1)。

- (1)日滿合辦會社 日滿兩國政府は關東州南滿洲鐵道附屬 地及滿洲國の行政權の下に在る地域に於ける兩國政府所有の電 氣通信施設を合併して之を經營するため、日滿合辦の會社(資 本金日本國通貨五千萬圓)を設立せしめ、前記有線無線の電氣 通信事業を經營せしめることとした。このため兩國は昭和八年 三月二十六日「滿洲ニ於ケル日滿合辦通信會社ノ設立ニ關スル 協定」を締結したのである。本協定に關しては昭和十五年七月 十九日社債發行に關する修正議定書が締結された。
- (2) 満洲拓植公社 日満兩國政府は兩國協力して満洲國に 於ける移住を助成し、満洲國國土の開發をなし、かくて兩國間 の緊密不可分の關係を益く鞏固ならしめんがため、日満合辦の 満洲拓植公社と稱する株式會社(資本金満洲國國幣五千萬圓) を設立せしめ、前記の事業を經營せしめることとなつた。その ため兩國政府は昭和十二年八月二日「満洲拓植公社ノ設立ニ關 スル協定」を締結したのである。本協定には會社の監督機關た る満洲拓植委員會を規定した附屬書が添附せられ、また兩國全 權委員間に種々の了解事項が定められた。
 - (1) 合辦會社の國籍問題については前掲大平教授(法人の國籍——日滿合辦 會社の國籍問題に觸れつ」、(「法學研究」第四號)参照。

(ロ) 南滿洲鐡道附屬地の行政

南滿洲鐵道附屬地に對する行政權は我が國が條約上有する權

益であるが、我が國は課稅、警察、通信その他の行政を滿洲國 政府に移譲した。移譲であつて返還ではない。満洲國の行政が 整備した現在、附屬地の行政がこれと切り離されるということ は、法律上當然ではあつても、満洲國の行政上實際不便も多い ので、一徳一心の發露から、この行政を満洲國政府に移譲し、 満洲國政府をして行わしめることにしたのである。されば満洲 國政府は附屬地の行政が移譲された後はその行政を行うについ て、一般文化の向上及び産業の淮展等を阻害しないよう適當な る措置を講ずべきことを約しているのである(治外法權撤廢條 約附屬協定甲第十條)。移讓の際日本國政府の課稅權に屬した租 税は駐滿日本大使と滿洲國國務總理大臣との間に協議決定され るとてろに從つて満洲國政府に於てこれを賦課せたは徵收し、 而してその協議決定するところの金額を満洲國政府から日本國 政府に交付することになつた(同第十一條)。これらの行政の移 讓によって、満洲國は行政の統一の便宜を得、日本國は満洲國 によって行政を行わしめるの便宜を得たわけで、一つの協力關 係が行われるものと考えるべきである。

(八) 司法事務共助

日滿間司法事務共助については滿洲國建國後、しばらくの間は、これに關する條約乃至協定なく、支障尠なから以上に、領事裁判權も撤廢せられ、兩國の司法交渉は益く頻繁となるに至

つたが、日満兩國間に於ては外國間と異なり、條約や協定で取 極めることなく、實際的に、兩國國內法規で處理することとし たのである。即ち、満洲國側では康德五年四月三十日の勅令第 七十一號の「満日司法事務共助法」(五月一日より施行)を制定 し、また満洲國と朝鮮及び關東州との間には特例を設け(康德 五年七月十五日勅令第百五十二號「満洲國と朝鮮及關東州トノ 司法事務共助ノ特例ニ關スル件一、日本國法令に依る現行犯人 が朝鮮せたは關東州より満洲國に逃走して來た場合に於て、朝 鮮または關東州の司法警察官吏より共助の囑託があ つ た と き は、司法警察官吏は現行犯人がその場所に在たるものと看做 し、犯罪の搜査につき共助を為し、現行犯人が朝鮮または關東 州に逃走した場合に於て、急速を要するときは、司法警察官吏 は朝鮮すたは關東州の司法警察官吏に對し犯罪捜査の囑託をな すことが出來ることになつている。この滿日司法事務 共助法 は、その共助事項の廣汎多岐なる點及び共助實施方法の簡易緊 密なる點に於て東西古今その類例を見ず、正に劃期的立法と謂 らべきで、かくる立法も日満兩國の緊密不可分の關係を前提と してはじめて可能なるところであつて、司法に於ける一徳一心 の顯現にほかならない。普通條約で規定されるものが、兩國國 内法規で一層の效果を舉げ得たことは注目すべきで、直接本稿 の對象となるものではないかも知れないが、司法共助條約に準 じてて、に附言する次第である。

(二) 工業所有權の相互保護

日満兩國政府は昭和十一年六月二十九日の協定によって工業 所有權の相互保護を約した。この協定の骨子とするところは「締 約國ノ一方ノ臣民ハ法定ノ手續ヲ履行スルトキハ他方ノ領域内 ニ於テ發明特許實用新案、意匠及商標ニ付內國ノ臣民ト同一ノ 保護ヲ受ク」るにあるのであつて(第一條)、「締約國ノ一方ニ 於テ發明特許ノ出願又ハ實用新案意匠若ハ商標ノ登錄ヲ合式ニ 為シタル者又ハ其ノ承繼人ハ他方ニ於テ出願ヲ為スニ付優先權 ヲ享有」するのである(第二條第一項)。かくて本協定は昭和十 一年七月一日から實施せられ、從來我が國が治外法權を行使し 得る外國に於ける工業所有權の保護に關する我が國の勅令(明 治四十四年勅令第二百一號、明治四十四年勅令第百六十七號)は 爾後満洲國にある帝國臣民には滴用されなくなつたのである。

第六 滿洲國の渉外關係の整備

國家はその建設當初に於ては種々困難なる涉外問題を惹起する。しかも滿洲國の場合の如く、多くの列國が現實を無視した不承認主義をふりかざしてこれに臨む場合、自然その間の摩擦も烈しくなるわけである。これらの問題のなかには郵政(1)、海關(2)、為替管理(3)、外國法人(4)、外國人などがあり、そのほかどこの國々にも通有の國境紛爭なども生じてくる。その一つつつはいずれも重要ではあるが、あなり技術問題に過ぎるから、こへではそのうち特に國際法に關係ある二つの問題即ち外國人と國境とを取り上げて見よう。

(1) 郵政は現實の問題として、國民間の交通上必要候くべからざるものであって、如何に國際聯盟で阻止しようとしても無理である。現に最も滿洲國の獨立に反對し、最も利害關係を有する中華民國が、兩國國民の交通杜絕の不便に耐えかねて、通郵問題を解決したことを見てもわかる通りである。滿洲國の郵政接收後、中華民國の報復的劉滿郵政封鎖、それ以後の兩國間の交渉より問題解決までの事情については奥村喜和男「滿支通郵解決迄の滿洲郵政の眞相」(「外交時報」昭和十年二月一日號)、冬木進(「滿支通郵解決迄の滿洲郵政の眞相」(「外交時報」、昭和十年二月十五日號)参照。また滿洲國を承認しない多くの諸國も、日本を通じて滿洲國と郵便爲替を交換している事實も注目すべきである。華僑との交通の必要も、かよる措置を促進する重要なる原因の一つであるが、一般に國際經濟的に相互に絕緣狀態に止まり得ないことを示すものである。

- (2) 海關の接收は満洲國の對外通商上一日も速かに解決されねばならなかつ た。昭和七年九月十五日、即ち、日本の満洲國承認と同時に、満洲國政 府は建國後暫定的に設置してあつた在大連の満洲國關稅徵收所を廢して 満洲國大連税關を設置し、税關長の任命を武蔵特命全權大使宛通告し來 つた(從來の條約上の規定によれば、稅關長の任命は駐支帝國公使の同 意を得て關東長官に涌告することになつていた)。謝外交總長は九月十四 目附を以て海關稅收を擔保とする外債支拂につき聲明書を發した(「國際 知識 一二巻一○號昭和七年十月號八七頁參照)。満洲國政府は前記大連 のほか安東、營口、滿洲里、山海關等に税闘を設置し、また滿洲國の對 中華民國輸出入品並に船舶に對する課税制度改正につき昭和七年九月十 五日謝外交總長の名を以て聲明書を發し、九月二十五日より中華民國を 純然たる外國として取扱い、從來の變則的なる內國的取扱を廢止するこ とにし(「國際知識」一二卷一○號昭和七年十月號八九頁參照)、こゝに滿 洲國の劉外涌商に關する自主的、獨立的體制を確立することになつた。 かく中華民國政府はこの措置に對抗して、滿洲海關封鎖を行うなど兩國 間の抗爭は久しく續行した(同九七頁以下)。
- (3)(4) 昭和九年の満洲國石強會社法に端を發した門戶開放問題については立博士 (門戶開放、機會均等、商業自由」(「國際法外交雑誌」三四卷八號)、 米田博士「門戶開放機會均等主義の運用」(「支那」二五卷一二號)等参照。為替管理法、外國法人法に對する英米の抗議については「同盟旬報」一卷一七號、八三頁参照。

(一) 外 國 人

滿洲國は建國と同時に國內在住外國居留民の調査を行ったが、その際官吏に對する調査報告の命令の附記に、(一)各國人は從來の國際法に據り處理す、(二)建國後入國したる民國人は

これを外國人と看做す、という建前をとつた(四月五日民政部令第一號附記)。外國人の入國その他の規則としては、まず昭和八年四月十二日の外交部令第一號「外國旅券及外國人入國旅券查證規則」を設け、同年六月十七日民政部令第七號「外國人入國取締規則」が存するが、昭和十六年八月一日改めて治安部令第二十二號「外國人ノ入國滯在取締規則」が公布された。

在滿外國人の地位は滿洲國建國後どうなつたか、滿洲國を承認した國家はイタリア、ドイツなど中華民國に於て治外法權を有していた諸國とも平等的な國交を結び、それらの國民は條約及び慣例によつて取扱われるが、滿洲國を承認しない英、米等の國家の國民は中華民國に於て有していた權利利益を滿洲國に於て確認尊重すべきことを規定した條約(日滿議定書の如き)がないから、條約上治外法權を享有していないと見なければならないが、實際上は果して建國後も治外法權を有していたかどうか。この問題に對する滿洲國政府當局の見解は「日本國臣民ノ滿洲國內ニ於ケル居住及滿洲國ノ日本國臣民ニ對スル課稅ニ關スル條約」の締結を機として發表された日本人以外の在滿外國人の地位に關する昭和十一年七月一日の外交部大臣の聲明中に明らかにされている。この聲明は重要であるから全文を掲げてをく。

我國ハ建國ニ際シ聲明及通告ヲ發シ列國ガ中華民國トノ間ノ條約 ニ依リ享有シタル諸權利ハ國際法及國際慣例ニ照シ之ヲ尊重スベキ 趣旨ヲ表明シクリ而テ或種外國ハ中華民國トノ條約=依リ同國内= 於テ治外法權ヲ享有シ居ルモ同國ヨリ分離獨立シタル我國ガ同國ノ 負へル對外義務中治外法權ノ如キモノハ之ヲ繼承セザルコト國際法 及國際慣例=照スモ明白ニシテ即チ是等中華民國ニ於テ治外法權ヲ 享有セル國ノ國民モ然ラザル國ノ國民モ我國内ニ於ケル地位ハ何等 差別ナキ理トス況ンヤ我國建國ニ際シ聲明及通告ヲ發シテヨリ四年 餘ヲ經過シタルニ拘ラズ僅少ノ國ヲ除キテハ我聲明及通告ニ響應シ タルモノナク從テ前記聲明及通告ハ單ニ我國ノ對外方針ノ目標ヲー 方的ニ明示シタルニ止マリ之ヲ默過シ居ル國ニ於テ之ヲ根據トシテ 何等權利ヲ主張シ得ルノ理由ナキニ於テヲヤ從テ現在我國内ニ於ケ ル是等外國ペ民ノ地位ヲ律スベキ規準ハ專ラ我國ノ法令ニシテ即チ 是等外國ペ民ノ地位ヲ律スベキ規準ハ專ラ我國ノ法令ニシテ即チ 是等外國ペ民ニ人國居住旅行營業其ノ他一切ノ事項ニ開シ我國ノ法 令ノ制限ニ服從スベキコト當然ナリ

然シナガラ從來我國ハ中華民國ニ於テ治外法權ヲ享有シタル外國ノ人民ニ付テハ其ノ地位ニ急激ナル變動ヲ及ボスヲ避クル意味ニテ事實上或ル範圍ニ於テ引續キ治外法權ヲ有セルガ如キ取扱ヲ恩惠的ニ為シ來リタルガ今ヤ建國以來相當ノ期間ヲ經過シ我國礎愈鞏固トナリ諸制度ノ整備益顯著ナルモノアリ殊ニ日本國ハ大同元年九月十五日調印ノ日滿議定書ニ依リ我國ニ於テ條約上治外法權ヲ有シ且我國在留ノ日本國人ハ極メテ多數ニ上リ又我國ニ於ケル日本投資ハ頗ル互額ニ達スルニ拘ラズ我國ノ健全ナル發達ヲ援助スルノ見地ョリ其ノ條約上有スル治外法權ヲ自發的ニ漸進的ニ撤廢スルコトトナリタルニ顧ミ右或種外國ニ對スル恩惠的取扱ヲ其ノママ持續スル必要ナキヲ認ムルノミナラズ之ガ持續ハ我國政上支障尠カラザルヲ以テ漸進的ニ右取扱ヲ撤廢スルコトニ決セリ尤モ右措置ニ關シテハ努メテ和協ヲ旨トスルコト言ヲ俟タズ

尚此際一言スベキハ我國ニ於テハ今後日本國以外ノ關係外國トノ

間ニ公正衡平且對等ノ原則ニ依リ自國內ニ在ル相手國々民ノ地位ニ 關シ協定センコトヲ希望シ之ガ交渉開始ニ應ズルノ用意アルコト勿 論ナリ

康德三年七月一日

外交部大臣 張 燕 卿

この聲明にもある如く、満洲國は外國人に對して恩惠的に治外 法權的取扱をなしていたが、昭和十二年十一月五日を期して我 が國が治外法權を撤廢したので、これ以上満洲國に於て外國人 に對して日本人に對する以上の待遇をなすことは不常なので、 同日附の國務總理大臣張景惠の聲明中に於て、本問題に觸れて 曰く「我國內に在る日本帝國以外の外國人の地位に關しては康 徳三年(昭和十一年)七月一日外交部大臣の聲明を以て帝國政府 の見解及び意圖を明確にして置きたる所なるが、帝國政府は此 の機會に於て前記外國人に對し恩惠的に許與しつ、ある治外法 權的取扱は之を廢止す」と。而して同聲明はかくの如く事を明 確にしたる上「尤も帝國政府は是等外國人に對する法令の適用 其他の處遇については努めて公正和協を旨とし其の正當なる權 利の保護に意を致すべきことは言を俟たざる所なり」と言明し ている。かくて満洲國は强力なる我が國の援助の下に、敢然未 承認國に對して不平等的取扱を廢止し、ここに獨立の文明國と して當然有すべき平等權に其く平等的地位を確保したのであ る。

(二) 國 境

滿洲國建國後、國境問題は實に無數惹起した。ノモンハンを中心とする外蒙との國境紛爭は殆ど問斷なく續いた。その他の主なるものだけでも、昭和十二年六一七月の乾岔子島事件(對ソヴィエト聯邦紛爭)、昭和十三年七一八月の張鼓峰事件(對ソヴィエト聯邦紛爭)があり、昭和十四年五一九月には最大の紛爭なるノモンハン事件(對外崇紛爭)が惹起した。

乾岔子島事件は越境のソヴィエト兵と關東軍監視隊との衝突となつたため、滿洲國外務局よりソヴィエト聯邦政府へ抗議があった一方、モスコーに於ける重光大使とリトヴィノフ外務人民委員との接衝に移され、結局ソヴィエト兵の撤退となつて一 應解決した。

張鼓峰事件は大規模なる滿ソ國境紛争の最初のものであって、これまた滿ソ及び日ソ兩當局間の數次の接衝の上、昭和十三年八月十一日正午(ソ側沿海州時間)を期して戰鬪行為を停止し、日ソ兩軍はソ側沿海州時間十一日午前零時現在の線を維持することに關し、日ソ停戰協定が重光大使リトヴィノフ外務人民委員の間に成立した。兩國々境を確定すべき國境劃定委員會の設置が我方より提案されたが(全面的な滿ソ國境劃定委員

會の設定及び國境紛爭處理委員會の構成については昭和十一年 三月から有田外務大臣とユレネフ駐日ソ聯大使との間に協議を 重ねたが兩者の意見一致を見ず、ソ聯側の拒否によつて昭和十 二年五月中止のまくとなつていた)、ソヴィエト聯邦の同意を得 るに至らなかつた。

次のノモンハン事件は單なる國境紛争とは思われぬ位の戰鬪 が行われた。同事件の經過は衆知の通りであるが、昭和十四年 九月九、十、十四、十五日の四囘にわたる東郷大使、モロトフ外 務人民委員との會談の結果、十五日に停戰協定が成立し、同月 十六日午前二時(日本時間午前八時)を期し日滿軍及びソ蒙軍 は一切の軍事行動を停止すること、兩軍は九月十五日午後一時 (日本時間午後七時) この占め居る線に止ること等が約せられ、 更に最近紛争のあった地方の蒙古國民共和國及び滿洲國間國境 を明確ならしめる目的を以てソ蒙側代表者二名及び滿洲側代表 者二名より成る委員會を成るべく速に組織せらるべしとの合意 が成立し、同年十一月十九日滿蒙國境問題に關する混合委員會 の設立が最終的に決定を見るに至つた。この委員會は十二月七 日より二十五日まで八囘にわたつてチタに開催(日本側委員人 保田ハルピン總領事、満洲側委員龜山一二外務局外政處長)、第 二次會談は昭和十五年一月七日より三十日までハルピンにて開 催され、國境線の圖上確定に關する審議を行つた。この會談は 國境線に關して合意を見るに至らず、その確定は後日に譲つて、

委員會を終了したのである。その後、同委員會は業務を終止したまくでいたが、昭和十五年六月十一日双方互譲の結果、モスコーに於ける東郷モロトフ交渉で妥調を見るに至り、ノモンハン附近の圖上國境確定を解決せしめ、八月三日より現地國境確定委員會が再びチタで開催せられ、六囘の會談の後現地作業に關する幾多の取極を決定し、昭和十五年九月九日から作業に着手したが氣候の關係上年末に作業を中止し、昭和十六年五月二十八日チタで再度委員會を開催して現地作業に關する技術的困難を完全に除去し、六月二十七日より作業を再開、八月十五日完全に終了し、こくにノモンハン附近の國境標識の設置を完了した。こくに於て九月二十三日よりハルビンにて委員會を開催、現地作業の成果に關する各種文書の作成に當り、十月十五日滿蒙兩政府代表間に右諸文書の署名調印を了し、混合委員會の任務を全く終了することになつた。

一方帝國政府は滿洲國政府と協議の上、滿ソ、滿蒙國境に於ける國境紛爭を防止し、且これを平和的に處理するため國境確定委員會及び紛爭防止及び處理委員會を設置すべきことについてソ聯政府と協議が進められていたが、同政府もこれに同意を表したので、これに關する條約案が昭和十四年十一月十五日野村外務大臣よりスメタニン大使に提示し、モスコーに於ても東郷大使よりモロトフ外務人民委員にこれを傳達したが、同年十二月三十日ロゾフスキー外務人民委員部次長は東郷大使に對し

ソ聯の意向として若干の修正並びに追加を求めると共に大體に 於いて日本案に同意を表して來たので、更に接衝がつばけられ ることになつたが、その後この全面的國境確定交渉の方は種々 の事情であまり進捗していないようである。

結語

以上概觀し來たつた如く、滿洲國十年間の國際的發展は實に 顯著なるものがある。その間には英、米、中華民國の斷之ざる 壓迫と妨害が加えられたのであつて、建國間もない滿洲國とし ても、またこれを育成助長する帝國としても決して生やさしい ものではなかつた。しかも滿洲國の建設に端を發した東亞新秩 序への歩みは、勢の赴くところ日支事變を經て大東亞戰爭の勃 發まで到來したのである。この時、既に建國十年を迎えた滿洲 國は賴もしくも、東亞共同社會の一構成員として、帝國と協力 して苦難を共にせんとしているのである。

(1) 東亞共同社會の構成員としての活動

滿洲國の東亞共同社會の構成員としての、最初の國際的行動は、——日滿關係は別として——昭和十四年二月二十四日の防 共協定への加入であるが、更に東亞の諸國間の血盟として一層 意義深きは昭和十五年十一月三十日の日滿華共同宣言である。 この宣言によつて三國政府は「三國相互ニ其ノ本然ノ特質ヲ尊 重シ東亞ニ於テ道義ニ基ク新秩序ヲ建設スルノ共同ノ理想ノ下 ニ善隣トシテ緊密ニ相提携シ以テ東亞ニ於ケル恒久的平和ノ樞 軸ヲ形成シ之ヲ核心トシテ世界全般ノ平和ニ貢獻センコトヲ希 望シ・・・・相互=其ノ主權及領土ヲ尊重」し、「互惠ヲ基調トスル 三國間ノ一般提携就中善隣友好、共同防共、經濟提携ノ實ヲ舉 グベク之ガ為各般=亙リ必要ナル一切ノ手段ヲ講ズ」べきこと を宣言しているのである。

かいる宣言は、形式にといならず、實行に於て具現されたのである。

即ち、昭和十六年七月、英米が不法にも我國に對する資金凍結令を公布して、全面的經濟斷交の措置に出で、これに對し我國また已むを得ず報復手段を執るや、滿洲國は日滿一體の本義に基いて直ちに國內英米資金凍結を斷行した。即ち、為替管理法に必要なる改正を加えると共に外國人取引取締規則を公布し、我國に對して不法措置を執つた一切の諸國に對し報復を行ったのである。更に我國が英米に對し戰を宣するや、即日張國務總理大臣は日滿協力を聲明し、滿洲國皇帝また詔書を御渙發滿洲國の赴くところを明示せられた。

(2) 日滿兩國皇室間の精神的御結合關係

日満關係はかくも一徳一心、不可分離の關係にあるが、この由て來たる源泉は實に日滿兩國皇室間の精神的御結合關係に存することを忘れてはならない。この關係は兩國皇室の不斷の深厚なる御交わりに現われてをることは勿論であるが、滿洲國皇帝が我國の紀元二千六百年御慶祝のため御來朝、親しく我國

結

天皇陛下と御親交を深めさせられて御歸國の後、昭和十五年七月十五日詔書を渙發せられて建國神廟を立て天照大神を奉祀せられることを宣布せられ、組織法の改正を斷行せられたのである。即ちその詔書中に「朕 日本天皇陛下精神一體ノ如シ、友邦ト一徳一心以テ兩國永久ノ基礎ヲ奠定シ東方道徳ノ真義ヲ發揚スベシ」と宣示せられた。更に昭和十六年十二月八日の大東 亞戰爭勃發に際しての詔書中にも「朕 日本天皇陛下ト精神一體ノ如ク爾衆庶亦其臣民ト咸ナ一徳ノ心ヲ有チ風ニ不可分離ノ關係ヲ以テ固ク共同防衞ノ議ヲ結ブ死生存亡斷ジラ分攜セズ・・・」と述べられている。

(3) 日滿兩國國民の精神的結合

日滿兩國の關係は以上の如く上皇室の精神的御結合に基くてとは勿論であるが、もし許されるならば、日本人の滿洲に對する國民的國情に基く精神的結合をも認めたい。我國民が大義名分に卽して、領土的野心を全く抱くことなく、滿洲國の建國に盡力し、その育成に獻身する心底には、いつわりない二つの氣持が存していると思う。その一つは日露の役に我々の父祖が尊き血を流した滿洲の土を、我が帝國に無禮なる反抗を行う不逞の辈をして支配せしめたくないという氣持である。我國の人口問題解決のための對象として、原料資源確保の手段として考えたことも勿論ありはあつたであろうが、國民がひとしく心をい

ためたのは張一族の對目態度であったと思う。われわれ日本の 國民がながく聞き傳える民謠軍歌のなかに唱われている 満洲 が、五族協和の王道樂士として、我國と永久的な結合を遂げた に睡つた父祖の靈を如何ばかりなぐさめ、且才たその子孫をし て如何ばかり安堵せしめたか。張學張の満洲並行線の企劃にや る方なき情懣を謙譲なる抗議で胸に收めた我が國民、リットン 卿が頭から侵略の事實を斷定して調査に來た時、最後の腕力を 揶揄にすぎらわせた我が國民、それが今や大東亞戰爭に英米を 相手として、過去一切の宿題を一塁に解決せんと戰つているの である。この我々の世界史的行動の第一頁第一行第一字が實に 満洲國の建設にあつたという自覺、これが我々のもつ第二の氣 持ではなかろうか。それ故にこそ、満洲國は東亞新秩序建設の 試金石でもあるわけであつて、今後の我國の對滿政策こそ、上 に述べた我國民の真の感情に發する熱と力とを以て、完全に遂 行させねばならないのである。

(昭和十七年二月十五日シンガポール陷落の報を聞きつつ)

追 補

本稿の脱稿後、今日までの約半歳のうちに、滿洲國に起つた事柄から、本稿に 關係あるものを拾い上げて見ることにした。(昭和十七年七月一日)

(一) 外交機構

外交部の復活 滿洲國政府はさきに外交機關を國務總理大臣の直轄としたが、昭和十七年四月二十日の勅令第百十五號をもつて外交部の設置を公布、即日實施した。さきの外交部廢止は一つの試みとしては意義はあつたであろうが、獨立國として存在する以上、その外交事務の複雜化に伴い、今回の復活は當然の措置と言うべきである。

滿タイ公使交換 滿タイ兩國は公使交換の準備中であるが、滿洲國側 は鄭禹(現奉天市長)を、タイ國側はヴィラョーダを公使に任命す ることに決している。

(二) 日滿協力

日滿二重課稅防止 二重課稅の防止については諸外國間に於ては槪ね 條約によつて取極めを行つているが、日滿間では、司法共助等と同 じく兩國の法令の制定によつてその目的を達することが出來た。即 ち、日本側は昭和十七年四月三十日附勅令(朝鮮は五月五日附府令)、 滿洲國側は同五月二十六日附勅令を以て「所得稅等の滿日二重課稅 防止に關する件」を公布(同日附經濟部令を以て施行細則公布)し た。

在滿米英外交官の送還 元來滿洲國は米英等の承認を受けてをらぬから、外交官は同國に存在しない筈であるが、本稿にもある如く、滿 洲國は彼等に對し撤退を要求する如き强力的な措置を講じなかつた ため、若干の領事館員が存在していたのであるが、大東亞戰爭の勃 發後交戰國間に交渉中の外交官交換が實現する機會に、これら外交 官及び若干の民間引揚希望者は日本に送致し、日本在住の引揚者と 合してアフリカの引揚地に送還することになった。

(三)條約

滿獨經濟關係存續のための協定 康德五年九月十四日に締結せられ、 爾來屢次延長された兩國間の貿易及び支拂に關する協定の有效期限 は昭和十六年十月三十一日に滿了したので、その後交渉中のところ、 昭和十七年三月七日新協定が署名調印せられた。

(四) 外國人

外國人土地法の制定 昭和十七年二月十日の勅令第六號で外國人土地 法が公布せられ、同時に土地租權整理法、土地法施行令等が公布さ れた。

(五) 國交の親善强化

日滿間 滿洲國政府は建國十周年を迎えて、我が國に謝恩特派大使として、張國務總理大臣を派遣することとなり、同大使は三月十七日天皇陛下に謁見仰付けられ、滿洲國皇帝の親書を捧呈した。これに對し 天皇陛下は慶祝の意を表せらる」ため、高松宮殿下を滿洲國に御差遣遊ばされることとなり、同殿下は五月二十九日滿洲國皇帝と御會見、御慶祝の御祝詞を述べさせられた。この兩國皇室間の御親善を見るにつけ、さきに滿洲國皇帝御即位に際しての御名代秩父宮殿下の御訪滿(昭和九年六月)及び滿洲國皇帝の御來訪(昭和十年)を想起せざるを得ない。かくて、滿洲國皇帝は建國十周年に際して詔書を渙發せられたが、そのうちに於いて、

我國聚興ヨリ以來玆ニ十載ヲ歷仰テ

天照大神ノ神庥

天皇陛下ノ保佑ニ賴リ國本惟神ノ道ニ奠マリ政教四海ノ民ニ明

カニ

崇本敬始ノ典萬世維レ尊ク 奉天承運ノ祚統ヲ無窮ニ垂ル (中略)

追

爾有司衆庶……

親邦ノ天業ヲ奉翼シ以テ

報本ノ至誠ヲ盡シ力ヲ國本ノ培養ニ努メ神人合一ノ綱紀ヲ振張 シ以テ建國ノ明命ニ奉答スベシ

と述べられている。以て日滿間の國交の本質を理解すべきである。

滿華間 滿洲國中華民國は日滿華共同宣言以來着々とその國変を調整 し來たつたが、昭和十七年五月七日、汪主席は新京に到着、八日滿 洲國皇帝と會見した。これに對し滿洲國皇帝は答禮使として張國務 總理大臣を南京に派遣せられ、同大臣は六月九日汪主席に接見した。 この滿華交歡は大東亞共榮圈の確立のため、蓋しその意義の重大な るものが存するというべきである。